

稲沢市 緑のマスタープラン (第3次)

令和2年度～令和11年度



稲 沢 市

「健康的で快適な暮らしが実感できる 個性豊かな緑のあるまち」の実現に向けて



緑のまちづくりを進めていくために、本市の総合的な指針である「稲沢市ステージアッププラン（第6次稲沢市総合計画）」を踏まえ、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画である、「第3次稲沢市緑のマスタープラン」を、市民の皆様のご協力をいただき策定いたしました。

緑は、美しい景観の形成によって空間的なゆとりや人の心に潤いをもたらし、暮らしの中での四季の変化を感じさせてくれます。また、都市環境の改善、レクリエーションや健康増進、防災・減災など多様な機能を有し、重要な役割を担っています。

一方で、全国的な人口減少、少子高齢化が進む中、本市においても、人口減少、少子高齢化の進展が予測され、今後さらなる厳しい財政状況が予想されます。

そうした中で、これまでは緑の量の拡大を重点に進めてきたところですが、今後は緑の果たす機能を最大限に発揮できるよう、選択と集中の視点を踏まえ、緑の質を高めていくことが重要になってくるものと考えております。

このため、今回策定いたしました「第3次稲沢市緑のマスタープラン」では、新たな公園緑地の整備ばかりでなく、本市独自の風景である、植木畑、銀杏畑などの地場産業としての農地や社寺林、松林などの地域資源の保全活用や、既存ストックである公園・緑地の利活用を、市民、民間事業者、行政の協働によって進め、「健康的で快適な暮らしが実感できる個性豊かな緑のあるまち」の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

最後になりますが、本マスタープランの策定にあたりまして、多くのご意見をいただきました市民の皆様、ご多忙のところ熱心にご協議いただきました都市と緑のマスタープラン策定委員会委員の皆様をはじめ、ご協力くださいました関係各位に厚く御礼申し上げます。

令和2年3月

稲沢市長 加藤 錠 司 郎

目次

序章 緑のマスタープランの策定にあたって

1. 緑の基本計画とは	1
2. 緑の定義	1
3. 緑のマスタープラン策定の目的と背景	2
(1) 目的	2
(2) 背景	3
4. 計画の位置づけ	3
(1) 計画期間	3
(2) 計画の位置づけ	3
5. 都市における「緑」の役割	4

第1章 上位・関連計画の整理

1. 上位計画の整理	5
(1) 尾張都市計画区域マスタープラン	5
(2) 愛知県広域緑地計画	6
(3) 稲沢市ステージアッププラン	7
2. 関連計画の整理	10

第2章 前回 緑のマスタープランの総括

第3章 課題の整理

1. 都市公園に関する課題	13
2. 緑の機能からみた課題	14
3. 計画実現に向けての課題	20

第4章 全体構想

1. 緑の将来都市像及び緑のまちづくりの目標	21
2. 緑の将来都市像	24
(1) 基本的考え方	24
(2) 拠点の配置	24
(3) ゾーニング	24
(4) 緑の軸及び河川環境軸の配置	26
3. 緑に関する施策の方針	28
4. 都市公園等の管理の方針	29
(1) 計画的な施設改修	29
(2) 公園緑地や街路樹などの適正な維持管理	29
5. 緑地の保全及び緑化推進のための施策	30
(1) 施策の体系	30
(2) 具体的施策	31

第5章 緑の重点地区

1. 緑の重点地区の設定	36
(1) 緑の重点地区とは	36
(2) 緑の重点地区の設定	36
2. 緑の重点地区別整備方針	37
(1) 緑の拠点連携エリア地区	37
(2) 矢合地区	40
(3) 山崎・サリオパーク祖父江周辺地区	42
(4) 須ヶ谷川周辺地区	44

第6章 実現化方策

1. 計画の実現に向けた取組み方針	46
2. 計画の進捗管理	47

付録

1. 策定体制	48
2. 用語集	53

1. 緑の基本計画とは

近年の環境問題に関する関心の高まりや自然とのふれあいに対する国民のニーズに応え、都市における良好な生活環境を形成するためには、一定の目標の下に、都市公園*の整備、特別緑地保全地区*の決定など都市計画制度に基づく施策と、民間建築物や公共公益施設*の緑化、緑地協定*、ボランティア活動、各種イベントなど都市計画制度によらない施策や取組みを体系的に位置づけ、官民連携の下、計画的かつ系統的に緑地の保全・創出を図ることが必要です。

緑の基本計画（以下「基本計画」という。）制度は、地域の実情を十分に勘案するとともに、施設の管理者や住民などの協力を得つつ、官民一体となって緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取組みを総合的に展開することを目的として、住民に最も身近な地方公共団体である市区町村が総合的な都市における緑に関するマスタープランとなる基本計画（本市においては「緑の基本計画」を「緑のマスタープラン」として呼称しているため、以下「緑のマスタープラン」という。）を策定できることとしたものです。（都市緑地法*運用指針2018（平成30）年4月1日改正）

2. 緑の定義

緑のマスタープランで対象とする緑や緑地を、新編緑の基本計画ハンドブックで示されている緑地の分類を参考として、以下のように定義します。

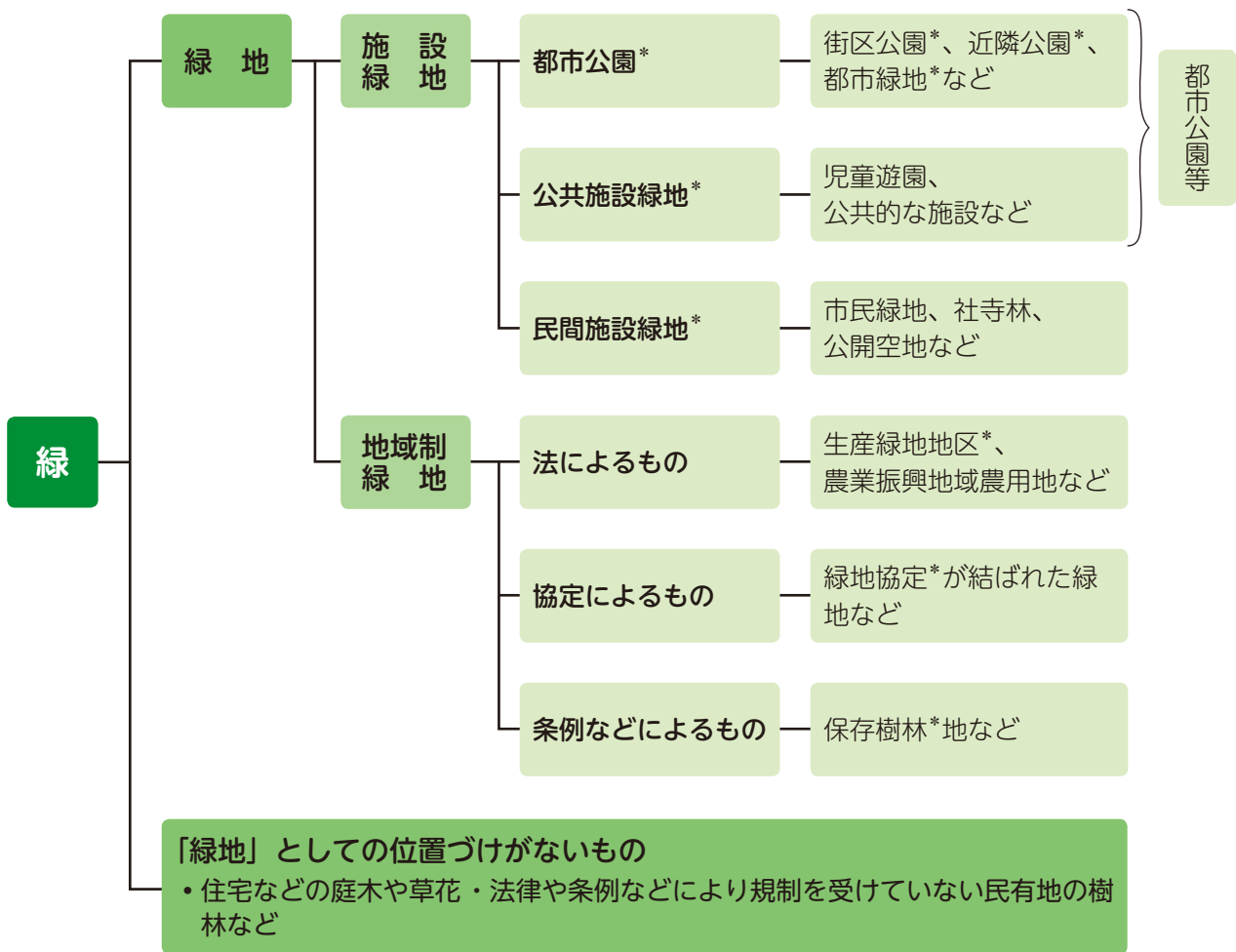
■「緑」とは

水面や水辺（河川）、農地（田、畑、植木畑）、樹林地、公園・緑地、施設の緑（庭、屋上緑化、壁面緑化など）を指します。

■「緑地」とは

樹林地、水辺などのうち、公園や広場など、一般に利用できる施設として確保されている土地の区域（施設緑地）や法律、条例などに基づく制度によって、土地利用や開発などが制限されている土地の区域（地域制緑地）を指します。

◆ 「緑」と「緑地」の区分



3. 緑のマスタープラン策定の目的と背景

(1) 目的

前回緑のマスタープランは2010（平成22）年4月に策定され、8年あまりが経過しました。その間、国においては都市再生特別措置法の改正により立地適正化計画*が、まち・ひと・しごと創生法*によりまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定され、これからの都市計画はその法改正の趣旨に沿って進めることが望まれています。

愛知県においては、2018（平成30）年度に『尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（尾張都市計画区域マスタープラン*）』（以下、『尾張都市計画区域マスタープラン』という。）が策定されました。また、『愛知県広域緑地計画*』についても、2019（平成31）年に見直されました。

本市の最上位計画である『稲沢市ステージアッププラン（第6次稲沢市総合計画）』（以下『稲沢市ステージアッププラン』という。）の策定（2017（平成29）年度）と昨今の社会情勢や自然環境などの変化に加え、これまでの施策などの検討及び実施状況を踏まえ、官民一体となって緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取組みを総合的に展開することを目的として策定するものです。

(2) 背景

緑のマスタープランの策定にあたり、時代潮流や緑に関わる法制度の改正、本市の上位関連計画について、以下に整理します。

1) 時代潮流

少子高齢化による人口減少時代に入り、これまでのように人口増を前提とした成長発展を目指すまちづくりから、健康長寿社会における健康寿命の延伸、誰もが安心して暮らせる環境、暮らしの質の向上に着目したまちづくりへの転換が求められています。コンパクトシティ*の形成や既存ストック*の活用、整理合理化を踏まえた都市機能の更新といった持続可能な社会システムの構築が求められています。

また、自然災害（東日本大震災・熊本地震などの大規模地震、集中豪雨など）に対する防災・減災への意識の高まりから自然災害への備え、環境負荷の低減が求められています。

2) 法制度の改正

国においては2016（平成28）年4月の社会資本整備審議会の「新たな時代の都市マネジメント小委員会」において、今後の都市公園等のあり方として、ストック効果*の向上、官民連携の加速、都市公園等の一層柔軟な活用などの方針が示されました。

また、2017（平成29）年度には都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園*の適切な管理を一層推進するとともに、都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資するために都市緑地法*などの一部改正が行われました。

3) 上位・関連計画

本市のまちづくりの方向を示す基本となる『尾張都市計画区域マスタープラン*』をはじめ『愛知県広域緑地計画*』『稲沢市ステージアッププラン』を上位計画とし、『稲沢市観光基本計画』などのその他関連計画と整合を図ることとします。

4. 計画の位置づけ

(1) 計画期間

緑のマスタープランは、本市の長期的なまちづくりの方向を示す基本となる『稲沢市ステージアッププラン』や、本市の定める都市計画の指針となる『稲沢市都市計画マスタープラン』を上位計画としています。これらと整合をとるため、2020（令和2）年度から10年間の2029（令和11）年度末を計画期間とします。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、都市緑地法*第4条に規定された緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として定めるものです。

5. 都市における「緑」の役割

本市における「緑」について、時代潮流や緑に関わる法制度の動きを踏まえ、都市における「緑」の役割を整理します。

- 都市の環境を改善する 気候変動（地球温暖化）など地球環境や都市構造の問題からの視点
 - ・緑の二酸化炭素吸収能力の維持増進や緑被による地表面の温度上昇の抑制
 - ・緑の適切な保全と緑化の推進
 - ・生物多様性*の確保

- 市民の健康を育む レクリエーションや健康増進の場としての視点
 - ・屋外におけるスポーツや緑とのふれあいを通じた健康と心の豊かさの維持増進

- 市民の安全を守る 防災機能の視点
 - ・避難場所などのオープンスペースの確保
 - ・風水害、地震、延焼火災などへの対応（防風、水害の抑制、農地の遊水機能*、延焼遮断など）

- 都市の美しさや個性のシンボル 都市景観・歴史文化の継承の場、観光の場としての視点
 - ・緑豊かな稲沢らしい風景（植木畑・銀杏畑）や歴史文化的景観の保全と継承
 - ・良好な緑環境の創出による快適なライフスタイルの創出

- 市民参加と交流促進の場 緑を通じた市民協働の場という視点
 - ・暮らしやすさの維持、向上には市民の協力が必要であることの合意形成
 - ・緑に関わる市民活動を通じた市民交流の促進、情報発信によるシティプロモーション*

1. 上位計画の整理

(1) 尾張都市計画区域マスタープラン

『尾張都市計画区域マスタープラン*』は、愛知県が一市町村を越えた広域的な見地から、尾張都市計画区域*（一宮市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町）における区域区分*をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるものです。

1) 都市づくりの基本理念

広域からヒトやモノが集まるとともに、歩いて暮らせる身近な生活圏が形成された都市づくり

「元気」

優れた広域交通体系により、航空宇宙産業をはじめとする産業の集積、多くの歴史・文化資源や豊かな自然環境などの多様な地域資源を活かし、多方面からヒト・モノなどが集まる都市づくりを進めます。

「暮らしやすさ」

地域のコミュニティと生活に必要な都市機能を維持しながら、さらなるスプロール*化を抑制し、歩いて暮らせる生活圏が形成された都市づくりを進めます。

2) 都市づくりの目標

■リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進に向けた主な目標

- ・歴史・文化資源、国営木曾三川公園をはじめとするスポーツ・レクリエーション資源などの地域資源を活かした地域づくりを進め、様々な対流を促進し、にぎわいの創出を目指します。

■大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保に向けた主な目標

- ・災害危険性の高い地区では、防災・減災の観点から土地利用の適正な規制と誘導を図ります。

■自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進に向けた主な目標

- ・中央部や南西部の農地、東部の樹林地などの緑地では無秩序な開発を抑制するなど、適正な土地利用の規制・誘導を図り、豊かな自然環境を保全します。

将来都市構想図



(2) 愛知県広域緑地計画

■計画の理念

- 緑は、生物多様性*の保全、都市環境の改善、防災・減災、レクリエーション、景観形成など、極めて多くの機能を有し、私たちの暮らしはその恩恵の上に成り立っています。また、緑は、人々の五感に働きかけ、ストレス軽減や癒やしなど心理面に作用する機能があることも知られており、私たちの生活と深くかかわり、欠くことのできない存在です。
- これまでは、緑の量の拡大を重点的に進めてきたところですが、これからは、緑の多様な機能が最大限に発揮できるように適切なメンテナンスを行うことや、緑の多様性を維持するための配慮を行うなど、目的に応じて緑の「質」を高めていくことが求められています。
- また、地域の特性にあわせて、多様な主体との連携や協働を充実させて、良好な緑を活用し、魅力的なまちづくりを進めていく視点も重要となってきます。
- そこで、計画の理念を、「緑の質を高め」、「多様な機能を活用」し、良好な生活環境や健康的な暮らし（「豊かな暮らし」）の基盤（「支える」）となる緑を多様な主体と共に連携・協働し、活用していく取組みの推進（「あいちの緑づくり」）を目指し、以下の通りとします。

(計画の理念)

豊かな暮らしを支える あいちの緑づくり

～緑の質を高め 多様な機能を活用～

■3つの緑の基本方針

いのちを守る緑

～基本方針1～

緑の恩恵を享受し、自然と調和し災害にも強い緑の都市づくり

- 人にとっても生き物にとっても「緑」は欠かせない存在であることの共通認識を図り、緑を育む行動へと結びつけます。
- 都市づくりと連携しながら、緑が有する防災・減災機能を発揮し、私たちの安全・安心な暮らしを確保します。
- 水と緑のネットワークの形成と生物多様性の確保に向けた取組をさらに推進し、都市に暮らす私たちが、自然にいきる生き物とともに快適に暮らせるよう、まちと自然が調和した持続可能な都市の緑づくりを目指します。

暮らしの質を高める緑

～基本方針2～

良好な生活環境とQOL（生活の質）を高める緑の空間づくり

- 多様なニーズやライフスタイルがある中で、緑により誰もが居心地が良い空間を創出し、県民の生活の質の向上に資する緑づくりを進めます。
- 心身の健康にとって必要となる自然との触れ合いの場や、公園などのオープンスペースの充実を図ります。
- 四季の移ろいを感じられる花と緑の活用や、自然を身近に感じられる場の創出を図り、風情があり安らぐ緑の空間づくりを進めます。

交流を生み出す緑

～基本方針3～

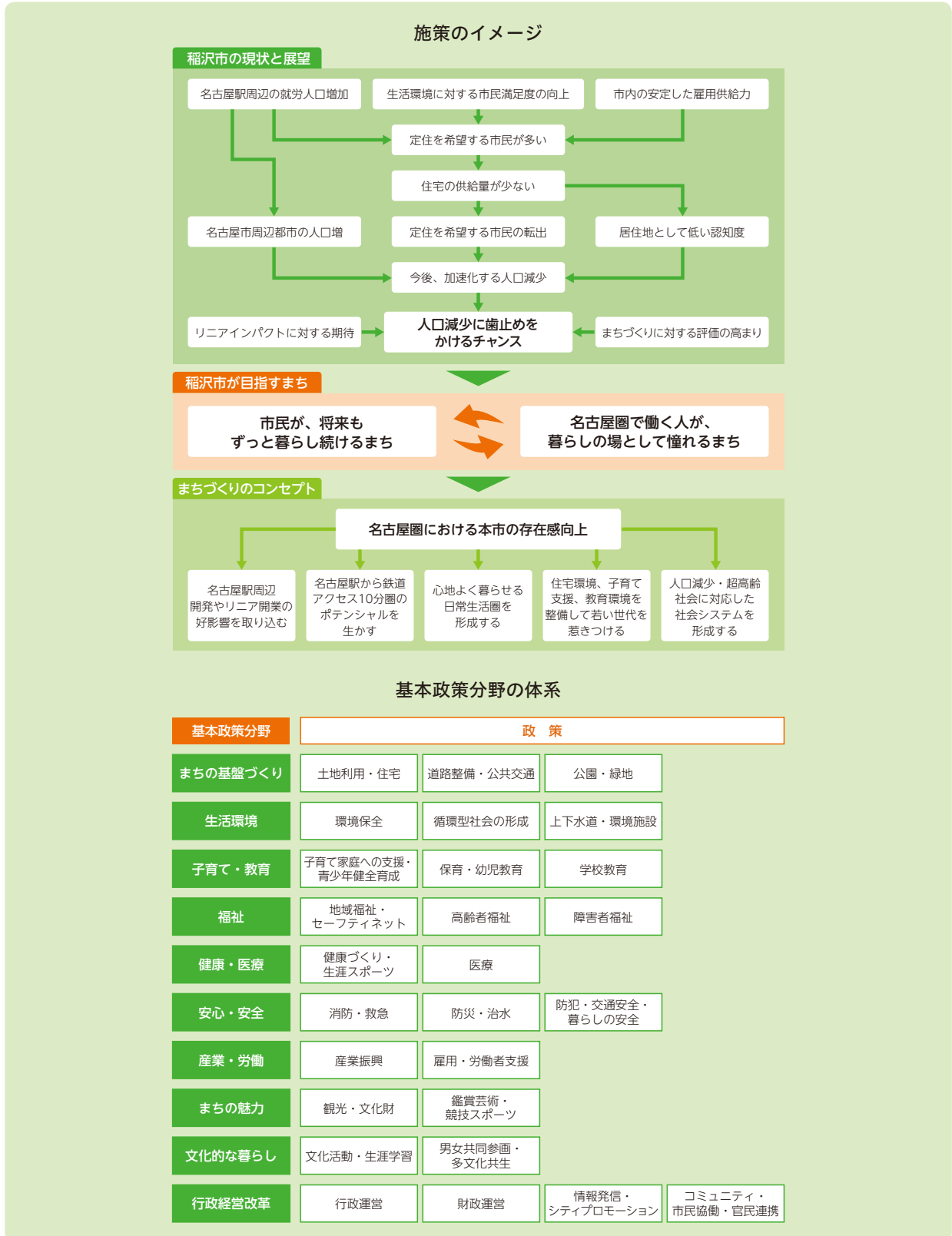
多様な主体との連携と地域の特性を活かす緑づくり

- 交流を通じてコミュニティを醸成し、県民の暮らしに彩りを添えることの出来る緑の創出と活用を進めます。
- 愛知らしい固有の緑を効果的に活用・PRすることで、地域の特色を活かした魅力向上を図ります。
- 多様な主体が相互にコミュニケーションを図りながら連携・協働し、緑の魅力やポテンシャルを引き出す緑づくりを目指します。

(3) 稲沢市ステージアッププラン

『稲沢市ステージアッププラン』は、本市の都市づくりに関する行政運営全般の最上位計画であり、基本的な方針と施策、事業を定めています。

1) 基本的な方向性



2) 基本政策分野別の方針（抜粋）

■まちの基盤づくり

緑を身近に感じる良好な住環境を形成するとともに、幹線道路の整備などにより市街地間の連携強化と広域交通の利便性の向上を図る。

公園・緑地の目標として木曾川周辺の自然環境や公園・緑地、河川などの地域資源を引き続き保全・活用するとともに、地域住民が愛着を持てる公園・緑地を整備することで、市民にとっての憩い・交流の場所を創出する。

■生活環境

持続可能な社会の実現に向けて、自然環境の保全や循環型社会の形成に取り組む。

■子育て・教育

結婚、妊娠、出産、子育てに関する環境をより良いものにするにより、子どもを安心して産み育てることができる社会の形成を図る。また、保育や教育の環境を地域と連携して充実させることで、子どもの健やかな成長を支援する。

■健康・医療

生活習慣病などの発症・重症化を予防し、市民が生涯いきいきと健康に暮らすため、健康を支える環境づくりとスポーツ活動に気軽に取り組める機会づくりに取り組む。

■安心・安全

大規模地震や集中豪雨などの自然災害、特殊詐欺などの犯罪、交通事故などから市民の生命、身体及び財産を守るため、関連機関との密な連携、地域の消防・防災・防犯力の強化、適切な初動対応に重点を置き、安心して安全に暮らせるまちづくりに取り組む。

■まちの魅力

市民が文化的で豊かな暮らしを実現するためにそれらを気軽に体験できる仕組みをつくとともに、地域が一体となって知名度向上と観光振興に取り組むことで、市外からも訪れたいと思われる魅力あるまちを目指す。

3) 土地利用の方針

■基本方針

本市の特徴である地域の良好な自然環境の保全に配慮しつつ、豊かな市民生活の実現や産業経済活動の振興のため、土地利用の誘導を目指し、住・農・商・工の調和の取れた潤いと活力のある都市の形成を図る。

■ゾーン別基本方針

○市街地ゾーン

- 道路、上下水道、公園・緑地などの都市施設の充実を図り、環境や景観に配慮した住み良い住宅地を形成。
- 稲沢市のブランドイメージを高めるため、名鉄国府宮駅周辺の再整備に優先的に取り組み、低未利用地*の解消及び土地の高度利用*を進めることで、中心市街地として魅力ある都市空間を創出。

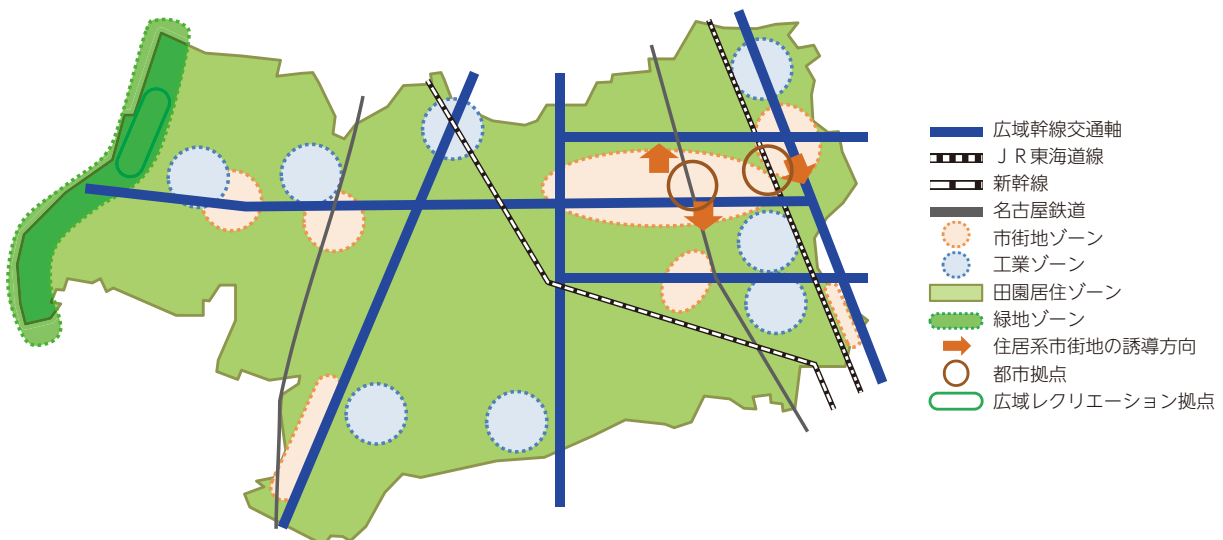
○田園居住ゾーン

- 名鉄国府宮駅、J R 稲沢駅以外の鉄道駅周辺や市街化調整区域*に点在する既存集落・住宅団地については、地区計画*や条例制定などにより住宅の建設を誘導するなどして人口の流出防止を図ることにより、地域コミュニティの維持に努めるとともに、周辺の営農環境と調和した良好な集落を形成。
- 効率的な農業経営を図るための農地の集約を推進し、適切に農地を保全。

○緑地ゾーン

- 木曾三川公園周辺地域の自然環境を保全するとともに、サリオパーク祖父江*周辺地域を「広域レクリエーション拠点」として、余暇活動や自然とのふれあいの場として活用。

土地利用ゾーニング図



2. 関連計画の整理

都市緑地法等の一部を改正する法律

公園・緑地などのオープンスペースは、良好な景観や環境、にぎわいの創出など、潤いのある豊かな都市をつくる上で欠かせないものであり、また、災害時の避難場所としての役割も担っています。都市内の農地も、近年、住民が身近に自然に親しめる空間として評価が高まっています。

このように、様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り生かしながら保全・活用していくため、都市緑地法*等の一部を改正する法律及び関係政省令が、2017（平成29）年6月15日に施行されました。（一部については2018（平成30）年4月1日施行）

■都市公園法など

- 都市公園*で保育所などの設置を可能に（国家戦略特区特例の一般措置化）
- 民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設
 - ・収益施設（カフェ、レストランなど）の設置管理者を民間事業者から公募選定
 - ・設置管理許可期間の延伸（10年 → 20年）、建蔽率の緩和など
 - ・民間事業者が広場整備などの公園リニューアルを併せて実施
- 公園内のPFI*事業に係る設置管理許可期間の延伸（10年 → 30年）
- 公園の活性化に関する協議会の設置

■都市緑地法

- 民間による市民緑地の整備を促す制度の創設
 - ・市民緑地の設置管理計画を市区町村長が認定
- 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充
 - ・緑地管理機構*の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社など追加

■生産緑地法、都市計画法、建築基準法

- 生産緑地地区*の一律500㎡の面積要件を市区町村が条例で引下げ可能に（300㎡を下限）
- 生産緑地地区*内で直売所、農家レストランなどの設置を可能に
- 新たな用途地域*の類型として田園住居地域を創設
（地域特性に応じた建築規制、農地の開発規制）

■都市緑地法

- 市区町村が策定する「緑の基本計画」（緑のマスタープラン）の記載事項を拡充
 - ・都市公園*の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込み

前回の緑のマスタープランでは、尾張大國霊神社（国府宮）の社寺林と参道景観の保全、史跡尾張国分寺跡、銀杏畑など、本市の自然や歴史に係る緑の保全活用や産業に係る緑の確保など、多種多様な具体的施策を示しています。

緑地及び都市公園等に関して、前回計画の達成度検証を以下に整理します。

緑地

○無秩序な農地の開発を抑え、優良な農地を保全していくために、農業振興地域農用地区域*について除外の運用基準を見直し、適切な指導を行うことで農地の保全に努めました。また、市街化区域*内の都市公園*面積は2009（平成21）年度から3.4ha（文化の丘公園9,962㎡、どうこう公園3,500㎡、かなしんでん公園2,500㎡など）増加しています。このように農地の保全や公園整備に努めてきましたが、前回の緑のマスタープランに定められていた緑地に関する成果指標には生産緑地や農業振興地域農用地区域が含まれ、これらが減少傾向にあるため、目標値に到達しませんでした。

緑地の整備に係る指標の目標

	項目（指標）	前回 現況値 2009(平成21)年度	前回 目標値 2020(令和2)年度	現況値 2018(平成30)年度末
緑地	都市計画区域*内の 緑地面積	3,216 ha	3,230 ha	3,223 ha
	都市計画区域面積に 対する緑地の割合	40.6 %	40.7 %	40.6 %
	市街化区域*内の 緑地面積	48.3 ha	56.3 ha	48.1 ha
	市街地面積に対する 緑地の割合	5.4 %	5.7 %	5.4 %

都市公園等

○都市計画区域*内では、文化の丘公園、大江川親水公園、西町公園などの整備を進めたため、都市計画区域内の都市公園*面積は目標値を達成しています。

○都市計画区域*の都市公園等面積は約152.0ha と目標値に近いものの、都市計画区域人口が目標値を上回ったため、1人当たり都市公園等面積は11.1㎡/人となり、市民1人当たりの都市公園等面積の目標値は未達成となっています。

○市街化区域*では、文化の丘公園や新町いこいの森公園などの街区公園*の整備を進めたものの、面積及び市民1人当たりの都市公園*面積ともに目標値は未達成となっています。

○市道の緑化延長については、都市計画道路*（以下「(都)」という。）中大通線の再整備や（都）治郎丸赤池線などの道路緑化を進めたものの、目標値は未達成となっています。

都市公園等の整備に係る指標の目標

	項目（指標）	前回 現況値 2009(平成21)年度	前回 目標値 2020(令和2)年度	現況値 2018(平成30)年度末
人 口	都市計画区域*内人口	136,965 人※1	131,200 人	136,867 人※2
	市街化区域*内人口	53.1 千人	57.8 千人	56.3 千人
都 市 公 園 等	都市計画区域内の 都市公園*面積	55.1 ha	67.1 ha	67.5 ha
	都市計画区域の1人当たり 都市公園面積	4.0 m ² /人	5.1 m ² /人	4.9 m ² /人
	都市計画区域の 都市公園等面積	138.3 ha	152.3 ha	152.0 ha
	都市計画区域の1人当たり 都市公園等面積	10.1 m ² /人	11.6 m ² /人	11.1 m ² /人
	市街化区域内の 都市公園面積	16.5 ha	24.5 ha	19.9 ha
	市街化区域内の1人当たり 都市公園面積	3.1 m ² /人	4.2 m ² /人	3.5 m ² /人
緑 化	市道の緑化延長	39,850 m	44,000 m	41,000 m

※1 2005（平成17）年 国勢調査

※2 2015（平成27）年 国勢調査

総括

前回の緑のマスタープランでは、本市の特色である農地や木曾川周辺の自然環境の保全、桜ネットワークの充実など、多種多様な具体的施策を示していましたが、集中的に施策を実施できなかったことから、計画にあたっては選択と集中を意識することが必要です。

都市公園*に関する課題と緑の機能からみた課題、計画実現に向けての課題をそれぞれ抽出し、整理します。

1. 都市公園に関する課題

都市公園*面積の国の標準値は、市街化区域*内では1人当たり5.0㎡であり、都市計画区域*内では10.0㎡となっています。都市公園について、本市における現況の強み弱みを整理した上で、以下に課題を抽出します。

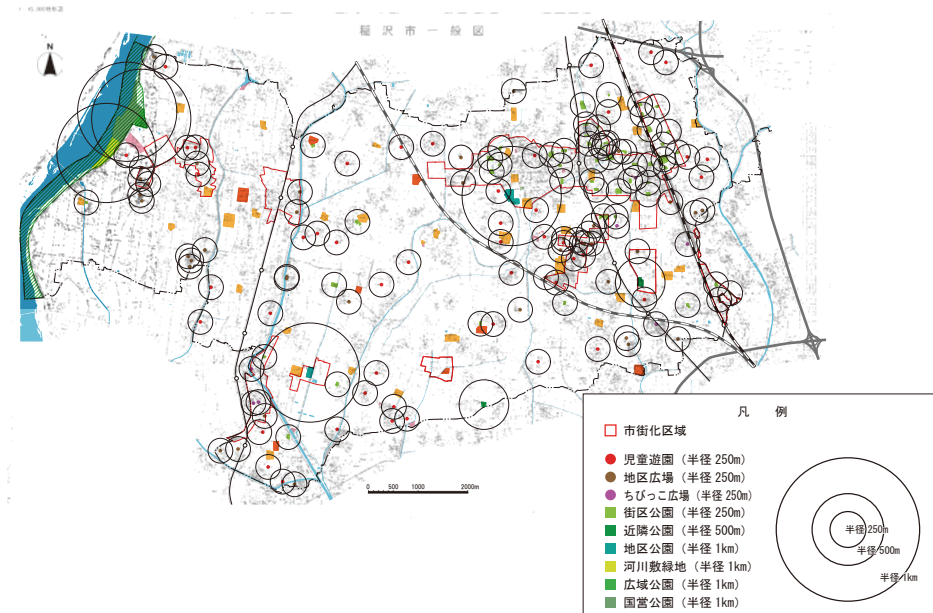
【強み】

○都市公園*に公共施設緑地*を含めた都市公園等については、都市計画区域*内において、国の標準値を上回っています。

【弱み】

○市街化区域*においては、都市公園*のみの面積では国の標準値を下回っています。また、面的整備*されている区域の一部で、都市公園が不足している区域があります。

都市公園等の分布と誘致圏域*の状況(出典:稲沢市資料)



基本的課題

- 面的整備*済みの地域において都市公園*整備がされていない箇所では、新たな公園用地の確保が課題です。
- 都市緑地法*などの一部改正を受けて、新制度を活用してまちのにぎわいの場や交流の場としても機能するように、市街化区域*内の都市公園*のストック活用が課題です。

2. 緑の機能からみた課題

「緑」の役割における5つの視点について本市の現況の強み弱みを整理した上で、以下に課題を抽出します。

また、5つの視点に加え都市公園*の整備にあたっては、「視点⑥：選択と集中」の視点からも課題を抽出します。

視点① 都市環境の改善機能

【強み】

- 市域の約50%が農地として利用されており、地表面温度の抑制に寄与しています。
- 1,000㎡以上の保存樹林*を持つ社寺が76箇所あり、二酸化炭素吸収に寄与しています。
- 木曾川をはじめ、青木川、日光川、三宅川、福田川など多くの河川が流れており、生物多様性*の維持に寄与していると考えられます。
- 街路樹が市内で約41,000m整備されています。



木曾川

【弱み】

- 農地は減少傾向にあります。
- 近年農地転用*が増加傾向であり、2014（平成26）年度及び2015（平成27）年度には、年間20ha以上の農地が転用されています。
- 交通安全上、視認の妨げになっている街路樹があります。

1,000㎡以上の保存樹林*の箇所数及び面積（2017（平成29）年度末）

	市街化区域*		市街化調整区域*		市内全域	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
保存樹林*	8	2.87	68	12.88	76	15.75

農地法に基づく農地転用*許可面積 (ha) (出典:愛知県土地に関する統計年報)

2006 (平成18)年度	2007 (平成19)年度	2008 (平成20)年度	2009 (平成21)年度	2010 (平成22)年度	2011 (平成23)年度	2012 (平成24)年度	2013 (平成25)年度	2014 (平成26)年度	2015 (平成27)年度	計	転用率 (%)
13	15	17	8	9	7	8	13	20	21	131	3.4

基本的課題

- 二酸化炭素吸収能力の維持・増進、地表面温度の上昇抑制、生物多様性*の確保のために、社寺林や田畑、河川の緑の保全が課題です。
- 民有地の緑の保全を図るためには、市民への情報提供や意識啓発などを行いながら田畑や社寺林の大切さを共通認識し、市民や地元企業との協働で進めていくことが課題です。
- 視認性に配慮した街路樹の維持・改修が課題です。

視点② レクリエーションや健康増進の機能

【強み】

- 市域西端の木曽川に面するサリオパーク祖父江*は、珍しい河岸砂丘や松林とあいまって特徴的な公園として整備されています。また、ウインドサーフィンやサップヨガ*などの水面利用によるレクリエーションが行われています。
- 祖父江の森や陸上競技場などスポーツが楽しめる施設が整備されています。
- 美濃路や岐阜街道などの歴史的な街道が存在し、桜ネックレスやウォーキングコースなどが設定されています。

【弱み】

- 市街化区域*内では身近な公園が概ね確保されていますが、一部で公園が整備されていない区域がみられます。
- 木曽三川公園の拠点をつなぐサイクリングロードの整備が進められていますが、本市においては未整備です。

木曽川沿川サイクリングコースMAP(一部加筆)



基本的課題

- 市街化区域*内の公園の整備がされていない区域では、既存の公共施設の有効活用や公園用地の確保が課題です。
- 健康増進のために、スポーツが可能な施設などの維持及び活用が課題です。
- 木曽三川公園の拠点をつなぐサイクリングロードの整備が課題です。
- サリオパーク祖父江*の施設間連携による魅力的なイベントの開催などにより、年間を通じた利用者数を増加させることが課題です。

視点③ 防災機能

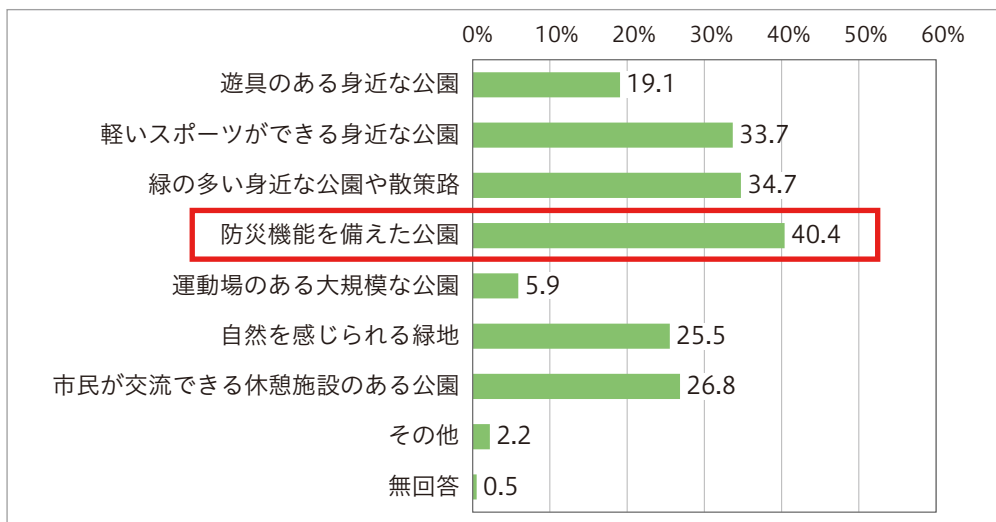
【強み】

- 市街化区域*を取り囲む形で市街化調整区域*が設定されており、一団のまとまりある農地が広い範囲にみられ、農業振興地域農用地区域*が指定されています。
- 地震、洪水などの一時避難場所*として、57箇所の公園が指定されています。
- 文化の丘公園など防災機能を有する公園が整備されています。
- 一時避難場所*となっている公園の一部では、誘導灯やかまどベンチ*などの防災関連施設を設置しています。

【弱み】

- 雨水の一時貯留や、遊水機能*を持つと考えられる農地の転用が増加しつつあります。
- 一時避難場所*となっている公園でも、防災関連施設の設置されていないところがあります。
- 延焼防止などにも効果がある生垣設置については、補助制度の活用が少ない状況にあります。

市民アンケートにおける公園整備の意向



耐震性貯水槽



基本的課題

- 緑が持つ防災機能を維持するために、防風林、遊水機能*を有する農地、地震時の延焼火災防止などに資する緑の保全が課題です。
- 一時避難場所*となっている公園においては、防災関連施設の設置が課題です。
- 延焼防止などにも効果がある生垣設置を促進することが課題です。

視点④ 歴史・景観及び観光資源の継承機能

【強み】

- 木曾川の水辺景観や松林、歴史的景観、社寺林などが市民にとって身近で主要な景観資源となっています。
- 「美しい愛知づくり景観資源600選」に選ばれた景観資源が市内に多くあります。
- 観光資源として、尾張大國霊神社（国府宮）、善光寺東海別院、祖父江のイチョウ、サリオパーク祖父江*、矢合観音、桜ネックレスなどが挙げられ、社寺や伝統的な催事など歴史・文化に関わるものや、自然に関わる資源で多くの観光客を集めています。
- 稲沢桜まつり、へいわさくらまつり、いなざわ植木まつり、稲沢あじさいまつり、そぶえイチョウ黄葉まつり、いなざわ梅まつりなど、四季を感じる事ができる花と緑のイベントがあります。

【弱み】

- 地域資源である祖父江のイチョウや、歴史的資源である史跡尾張国分寺跡などをテーマとした施設や公園の整備が進んでいません。

主なイベント

取組み例	主な実施主体
稲沢桜まつり・へいわさくらまつり	商工会議所・商工会
いなざわ植木まつり	市
稲沢あじさいまつり	市・市観光協会・商工会議所
稲沢夏まつり	市民団体
稲沢サンドフェスタ	市
稲沢まつり	商工会議所
そぶえイチョウ黄葉まつり	商工会
国府宮はだか祭	社寺
いなざわ梅まつり	市観光協会



平和の桜ネックレス



祖父江のイチョウ（山崎）

基本的課題

- 緑豊かな稲沢らしい風景を守るため、田畑、社寺林、松林などの保全が課題です。
- 地域資源や歴史的資源を活用した公園の整備が課題です。

視点⑤ 市民協働

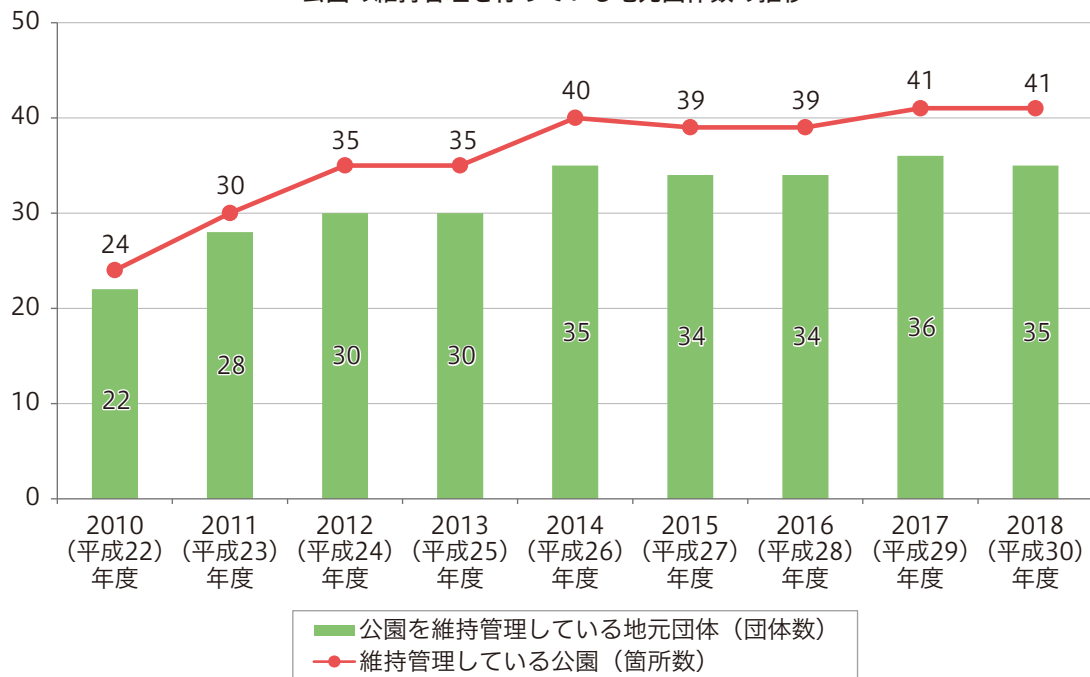
【強み】

- 多くの公園が地元団体（35団体）により管理されており、道路などの公共の場所を市民団体や企業などが市と協力して美化活動を行うアダプト制度*が運用されています。
- 植木の生産が多く、出荷本数は県内の8割を占めており、植木業者など緑に携わる人々が身近にいます。
- 市内の小学校では、みどりの少年団活動などを通して、緑の学習や、花壇、プランターの育成管理などが行われています。
- ビオトープ*ながおかや下水道科学館などの既存施設を活用して、尾張西部生態系ネットワーク協議会や市民団体による環境教育が行われています。

【弱み】

- 一部の公園では地元団体による管理が進んでいません。
- 民有地緑化に関する助成制度の活用件数が少ない状況にあります。
- 緑づくりを支える植木業者などとの連携が進んでいません。

公園の維持管理を行っている地元団体数の推移



基本的課題

- 緑を生かした豊かな暮らしを実現するため、民有地緑化に対する助成制度の活用促進が課題です。
- 緑づくりを支える植木業者などとの連携が課題です。
- 現在公園などの維持管理の多くが地元団体により行われていますが、今後も地元団体数の増加に努めることが課題です。

視点⑥ 選択と集中

【強み】

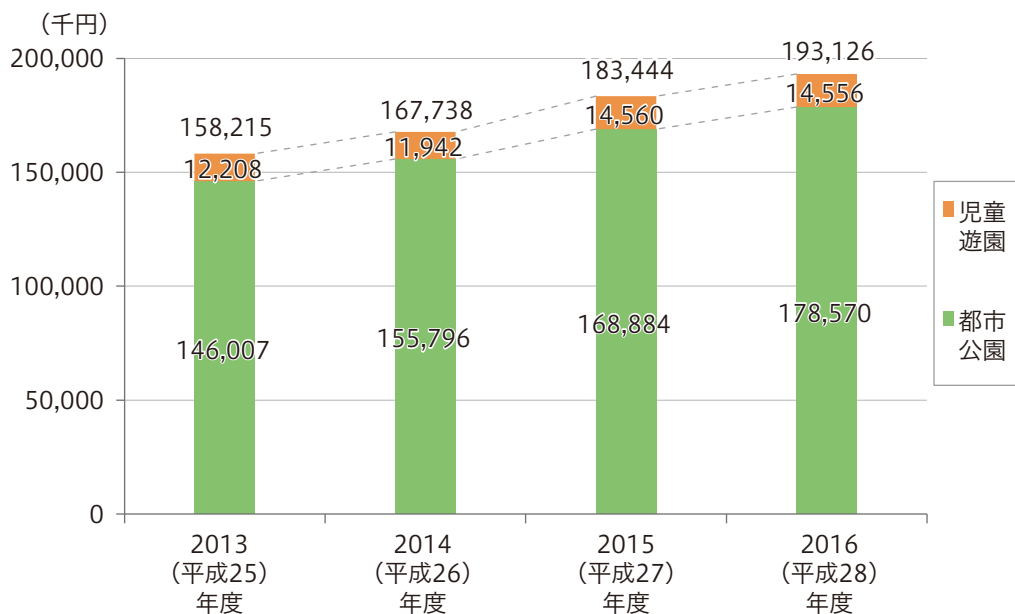
- 中心市街地にある稲沢公園は、周辺の荻須記念美術館と調和した公園として整備されています。
- 市内最大で特色のあるサリオパーク祖父江*では、国営、県営、市営公園が一体として整備されています。

【弱み】

- 施設の老朽化が顕著で更新費用も増加しており、時代に合った地域ニーズとの整合が図られているかどうかの懸念もあります。
- 公園や街路樹などの維持管理費が増加しています。

都市公園*及び児童遊園の維持管理費

	維持管理費（千円）			
	2013 （平成25）年度	2014 （平成26）年度	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度
都市公園*	146,007	155,796	168,884	178,570
児童遊園	12,208	11,942	14,560	14,556
合 計	158,215	167,738	183,444	193,126



基本的課題

- 公園・緑地や街路樹などの日常的な維持管理費や維持修繕費が増大しており、今後も増加が懸念されることから、維持修繕や施設の補修・整備にあたっては、限られた財源の中で「選択と集中」の視点から優先度を設定することが課題です。なお、選択にあたっては、地域ニーズを十分に把握することが課題です。

3. 計画実現に向けての課題

都市公園*及び緑の機能からみた課題を踏まえて、緑の多様な機能を持つ公園・緑地は都市構造上もその骨格となる施設であり、市民や来訪者など多くの人々の利用が予想できることから、市民が緑に触れる機会を増やし、緑の軸や緑の拠点を配置することで、市民協働で多様な緑を創出することが課題です。

1. 緑の将来都市像及び緑のまちづくりの目標

上位計画である『稲沢市ステージアッププラン』や関連計画などの考え方を反映するとともに、前章で示した都市公園*に関する課題、緑の機能からみた課題を踏まえ、緑の将来都市像の実現に向けて緑のまちづくりの目標を設定します。

緑の将来都市像

基本理念

健康的で快適な暮らしが実感できる個性豊かな緑のあるまち

方向性

個性

個性豊かで多様な緑を保全し、緑と共生した暮らしの場を提供する

本市独自の風景である植木畑、銀杏畑などの地場産業としての農地と集落地の共生する農業集落地や、そこに分布する社寺林、松林などと共に暮らすまち

暮らし

身近な緑を守り育み、既存の公園などを積極的に活用する

身近な緑や公園などの保全活用を進め、潤いある住環境の創出を図りながら、身近に緑とふれあう暮らしができるまち

共感

緑の存在価値を市民が共有する

市街地内外に存する多様な緑が持つ存在価値に共感し、市民の共通認識として緑を大事にする心を育むまち



現況緑地の特性

- 都市計画区域*における都市公園等**の1人当たり面積は11.1㎡
- 市街化区域*における都市公園等の1人当たり面積は5.7㎡
- ※都市公園等：都市公園*と児童遊園や地区広場などの公共施設緑地*の総称
- 稲沢地区には街路樹が多くみられる
- 行政区域面積に対する農地面積の割合が約50%
- サリオパーク祖父江*、水辺景観、歴史的景観、社寺林などが身近で主要な景観資源

尾張都市計画区域マスタープラン

基本理念

■広域からヒトやモノが集まるとともに、歩いて暮らせる身近な生活圏が形成された都市づくり

リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進

大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保

自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進

愛知県広域緑地計画

計画の理念

■豊かな暮らしを支える あいちの緑づくり
～緑の質を高め 多様な機能を活用～

3つの緑の基本方針

いのちを守る緑 ～基本方針1～

緑の恩恵を享受し、自然と調和し災害にも強い緑の都市づくり

暮らしの質を高める緑 ～基本方針2～

良好な生活環境とQOL（生活の質）を高める緑の空間づくり

交流を生み出す緑 ～基本方針3～

多様な主体との連携と地域の特性を活かす緑づくり

都市公園に関する課題

都市公園

- 面的整備*済みの地域において都市公園*整備がされていない箇所では、新たな公園用地の確保が課題。
- 新制度を活用してまちのにぎわいの場や交流の場としても機能するように、市街化区域*内の都市公園*のストック活用が課題。

緑の機能からみた課題

都市環境の改善機能

- 二酸化炭素吸収能力の維持・増進、地表面温度の上昇抑制、生物多様性*の確保のために、社寺林や田畑、河川の緑の保全が課題。
- 民有地の緑の保全を図るためには、市民への情報提供や意識啓発などを行いながら、田畑や社寺林の大切さを共通認識し、市民や地元企業との協働を進めていくことが課題。
- 視認性に配慮した街路樹の維持・改修が課題。

レクリエーションや健康増進の機能

- 市街化区域*内の公園の整備がされていない区域では、既存の公共施設の有効活用や公園用地の確保が課題。
- 健康増進のために、スポーツが可能な施設などの維持及び活用が課題。
- 木曽三川公園の拠点をつなぐサイクリングロードの整備が課題。
- サリオパーク祖父江*の施設間連携による魅力的なイベントの開催などにより、年間を通じた利用者数を増加させることが課題。

防災機能

- 緑が持つ防災機能を維持するために、防風林、遊水機能*を有する農地、地震時の延焼火災防止などに資する緑の保全が課題。
- 一時避難場所*となっている公園への、防災関連施設の設置が課題。
- 延焼防止などにも効果がある生垣設置を促進することが課題。

歴史・景観の継承機能及び観光資源

- 緑豊かな稲沢らしい風景を守るため、田畑、社寺林、松林などの保全が課題。
- 地域資源や歴史的資源を活用した公園の整備が課題。

市民協働

- 緑を生かした豊かな暮らしを実現するため、民有地緑化に対する助成制度の活用促進が課題。
- 緑づくりを支える植木業者などとの連携が課題。
- 現在公園などの維持管理の多くが地元団体により行われているが、今後も地元団体数の増加に努めることが課題。

選択と集中

- 公園・緑地や街路樹などの維持管理費や維持修繕費が増大しており、今後も増加が懸念されることから、維持修繕や施設の補修・整備にあたっては、限られた財源の中で「選択と集中」の視点から優先度を設定することが課題。なお、選択にあたっては、地域ニーズを十分に把握することが課題。

稲沢市ステージアッププラン

●目指すまち

市民が、将来もずっと暮らし続けるまち
名古屋圏で働く人が、暮らしの場として憧れるまち

●まちづくりのコンセプト

名古屋圏における本市の存在感向上

●土地利用の方針

本市の特徴である地域の良好な自然環境の保全に配慮しつつ、豊かな市民生活の実現や産業経済活動の振興のため、土地利用の誘導を目指し、住・農・商・工の調和の取れた潤いと活力のある都市の形成を図る。

●基本政策分野別の方針（抜粋）

- ①まちの基盤づくり：緑を身近に感じる良好な住環境を形成するとともに、幹線道路の整備などにより市街地間の連携強化と広域交通の利便性の向上を図る。地域資源を引き続き保全・活用し、地域住民が愛着を持てる公園・緑地を整備。
- ②生活環境：自然環境の保全や循環型社会の形成。
- ③子育て・教育：子どもを安心して産み育てることができる社会形成、保育・教育環境を地域と連携して充実。
- ④健康・医療：健康を支える環境づくりとスポーツ活動に気軽に取り組める機会づくり。
- ⑤安心・安全：安心して安全に暮らせるまちづくり。
- ⑥まちの魅力：文化的で豊かな暮らしを実現するために地域資源を気軽に体験できる仕組みづくりや、地域が一体となった知名度向上・観光振興の取組み。

緑の将来都市像

【基本理念】

**健康的で快適な暮らしが
実感できる個性豊かな緑
のあるまち**

【方向性】（個性）

個性豊かで多様な緑を保全し、緑と共生した暮らしの場を提供する
⇒本市独自の風景である植木畑、
銀杏畑などの地場産業としての
農地と集落地の共生する農業集
落地や、そこに分布する社寺
林、松林などと共に暮らすまち

【方向性】（暮らし）

身近な緑を守り育み、既存の公園
などを積極的に活用する
⇒身近な緑や公園などの保全活用
を進め、潤いある住環境の創出
を図りながら、身近に緑とふれ
あう暮らしができるまち

【方向性】（共感）

緑の存在価値を市民が共有する
⇒市街地内外に存する多様な緑が
持つ存在価値に共感し、市民の
共通認識として緑を大事にする
心を育むまち

緑のまちづくりの目標

■都市公園等を整備・活用する（①③）

大規模公園や身近な公園などを地域ニーズや地域特性、ライフスタイルに応じて活用し、市民及び来訪者にとって魅力的な公園づくりを進めます。

また、本市の特性を発信するにふさわしい都市公園等の積極的な魅力化を促進し、面的整備*済みで公園が不足している地区では整備を進めます。

■都市環境の負荷を軽減する（②）

地表面温度の上昇抑制や生物多様性*の確保など、地球環境と身近な環境の両方に大きな価値を有する緑の保全を図りつつ、緑の存在価値を認識することができるようにします。

■心と体をリフレッシュする（④）

市内にある大小の公園緑地や河川などの既存ストック*を市民の多様なニーズやライフスタイルに応じた運動や憩いの空間として活用します。

■市民の安心・安全を支える（⑤）

緑の多様な防災機能を認識し、田畑や植木を含めた公園緑地の存在価値を共有し、これらの緑を保全します。

また、一時避難場所*になっている公園について防災関連施設の設置を進めます。

■歴史・文化・景観・観光資源の魅力高める（⑥）

稲沢らしい地場産業の緑のある風景を守り、誇りを持てるように、歴史・文化・景観・観光資源と緑が一体となってそれぞれの資源の魅力をより高める取組みを進めます。

■市民・事業者などと協働する（①②）

市民・事業者が緑の存在価値を認識し、緑の保全や維持・創出を行うことで、緑を介して豊かなコミュニティが実感できるように協働の緑のまちづくりを進めます。

■既存ストックである公園・緑地などを生かす（①⑥）

公園緑地の既存ストック*の適切な維持・整備により、利活用の魅力をより高めていきます。

2. 緑の将来都市像

(1) 基本的考え方

本市の市街地は、東部の名鉄国府宮駅及びJ R 稲沢駅を中心に市街地が形成されており、稲沢地区の市街化区域*内道路には街路樹が多くみられます。それら市街地の周辺や西部には本市の面積の約半数を占める農地が広がっています。また、木曽川をはじめとした多くの河川が市内を流れています。

木曽川などの河川や農地、植木畑などの豊かな自然環境を保全するとともに、市内の主要な公園・緑地や都市機能・歴史資源などの既存ストック*を生かした緑のまちづくりを進めます。

(2) 拠点の配置

広域レクリエーション拠点



- ・サリオパーク祖父江*をはじめとして、祖父江砂丘や木曽川沿いのまとまりのある松林などを広域レクリエーション拠点に位置づけ、自然環境を活用した環境学習会、ウインドサーフィンやサップヨガ*などの水上スポーツなど、サリオパーク祖父江の特色を生かした自然体験型の多様なレクリエーションの場とします。

歴史・観光拠点



- ・尾張大國霊神社（国府宮）や史跡尾張国分寺跡などを歴史・観光拠点に位置づけ、緑豊かな歴史や観光交流の場とします。

スポーツ・レクリエーション拠点



- ・祖父江の森をはじめとして、野球場や競技場などをスポーツ・レクリエーション拠点と位置づけ、市民のスポーツや健康づくりの場とします。

都市拠点、生活交流拠点、文化交流拠点



- ・都市拠点（名鉄国府宮駅及びJ R 稲沢駅周辺）や、生活交流拠点（市役所周辺）、文化交流拠点（文化の杜の稲沢公園、文化の丘公園）などの都市の拠点においては、まちの緑化を促進し、緑に包まれた市民交流や文化交流の場とします。

地域交流拠点



- ・地域住民の日常生活を支える当該拠点においては、住民の交流の場や憩いの場となる緑の生活環境に寄与するオープンスペースの確保に努めます。

(3) ゾーニング

緑化市街地ゾーン



- ・市街化区域*では道路や駅前広場、公園・緑地、公共施設などは緑化を推進し、既に緑化された施設については適切な維持管理に努めることにより、緑の質を高め、緑豊かで快適な緑空間の創出を図ります。また、民有地においても積極的な緑化を促進し、市民や事業者と協働で緑豊かな市街地を創出します。

田園居住ゾーン



- 地域交流拠点など5つの拠点を除く市街化調整区域*では、本市独自の風景の点在する集落と共生する農地や、そこに分布する社寺林、松林、植木畑、銀杏畑などの適切な農地の保全に努めます。

工業地ゾーン及び工業系新市街地ゾーン



- 既存の工業地ゾーン及び新たな産業を誘導する新工業系市街地ゾーンでは、建物の外構や道路との境界など民有地の積極的な緑化を誘導し、緑豊かなゾーンを創出します。特に工業系新市街地ゾーンでは、新たな産業地としての個性が感じられるよう景観面に配慮した緑化を誘導します。

緑の拠点連携エリア

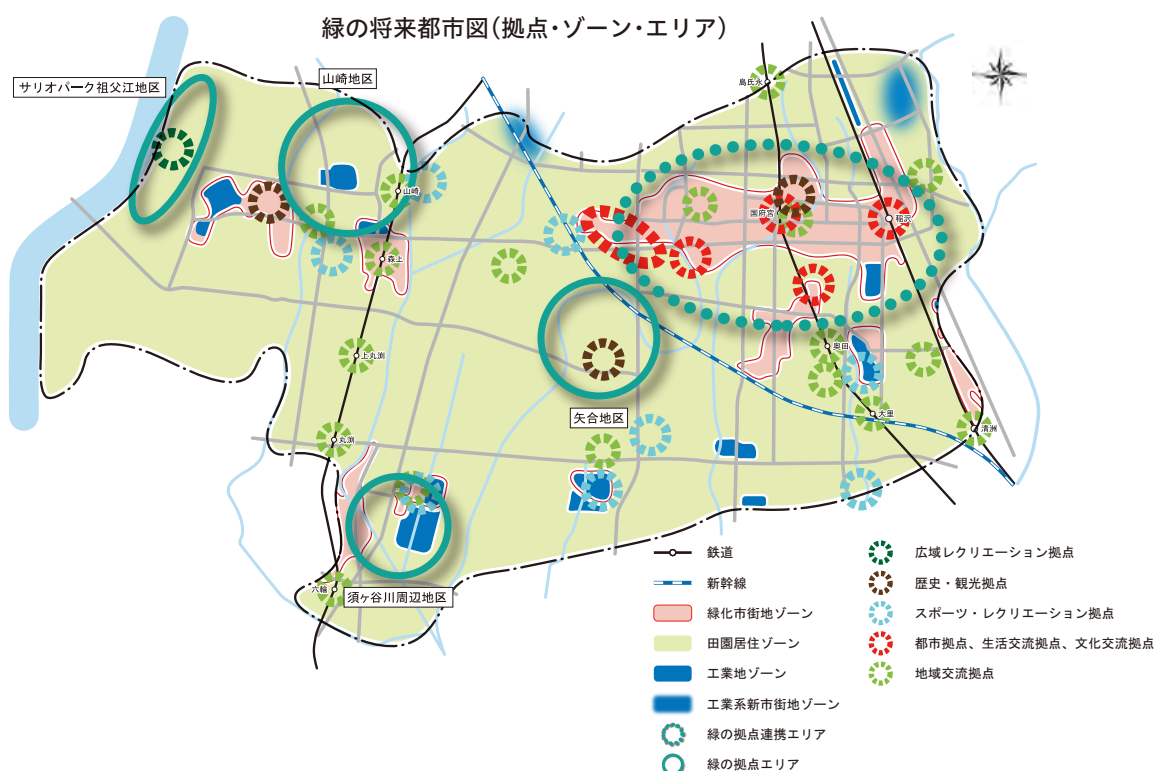


- 名鉄国府宮駅及びJR稲沢駅周辺の市街地、稲沢公園周辺の文化の杜、市民病院、中央図書館、市民会館周辺の文化の丘、市役所、勤労福祉会館、総合体育館などの公共施設、尾張大國霊神社（国府宮）周辺の拠点が連携したエリアを緑の拠点連携エリアに位置づけ、各拠点の連携を図る緑の軸を構築します。

緑の拠点エリア



- サリオパーク祖父江*、祖父江ふれあいの郷、松林を含む一帯を緑の拠点エリアに位置づけ、自然環境を生かし、余暇活動や自然とのふれあいの場としての活用を進めます。（サリオパーク祖父江地区）
- 山崎地区を緑の拠点エリアに位置づけ、地場産業の緑である銀杏畑や屋敷銀杏の有効活用、（仮称）イチョウ見本園の整備を進めます。（山崎地区）
- 史跡尾張国分寺跡、矢合観音、愛知県植木センターを含む矢合地区を緑の拠点エリアに位置づけ、地場産業の緑である植木畑や歴史的資源である史跡尾張国分寺跡の保全活用を進めます。（矢合地区）
- 桜ネックレス、桜づつみ小公園、平和中央公園などを含む須ヶ谷川周辺地区を緑の拠点エリアに位置づけ、保全活用を進めます。（須ヶ谷川周辺地区）



(4) 緑の軸及び河川環境軸の配置

緑の軸と河川環境軸を活用し、水と緑のネットワークの形成を図ります。

緑の軸

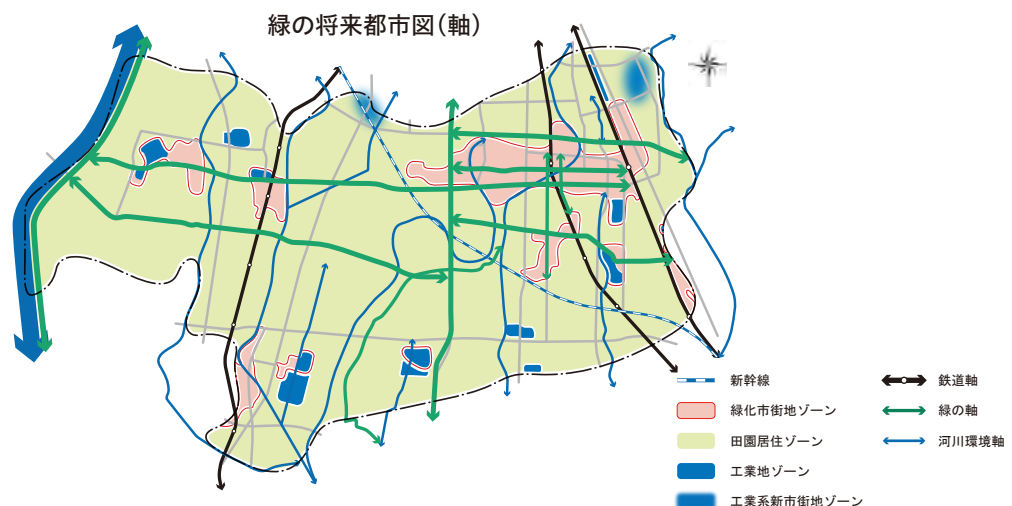


- 人の流れの結びつきが強いJR稲沢駅から市役所間の(都)南大通線を緑の軸に位置づけ、鉄道駅周辺や都市基幹軸沿道の街路樹による四季の移り変わりや緑陰など、緑のサービスを受けることができるように緑化を進めます。また、より緑が豊かな空間づくりを進めるために、道路沿道の民有地緑化を促進します。
- (都)稲沢西春線及び(都)南大通線、(都)祖父江稲沢線、(都)中大通線、(都)馬飼稲沢線、(都)春日井稲沢線といった東西方向の幹線道路及び(都)西尾張中央道といった南北方向の幹線道路は、緑の軸として位置づけ、市街地の区間については、街路樹の適切な維持管理や沿道の民有地緑化の促進により、都市環境の維持や保全、街路景観の形成を進めます。
- 尾張大國霊神社(国府宮)参道の鳥居、楼門、社寺林とともに参道の桜並木が一体となった歩行空間を緑の軸として位置づけ、広域からの利用者の誘導を促進します。
- サリオパーク祖父江*につながる木曾川沿川サイクリングロードを緑の軸として位置づけ、広域からの利用者の誘導を促進します。
- 緑の軸を中心に、中心市街地内や拠点間を結ぶ路線については、水や緑を楽しめる歩行者・自転車通行空間の確保に努めます。
- (都)奥田線は、名鉄国府宮駅周辺と南部の市街化区域*を結んでおり、緑の軸として位置づけ、歩行者が安心して歩くことができるように維持、修繕を図ります。
- 大塚井筋は、大江川緑道と史跡尾張国分寺跡を結んでおり、緑の軸として位置づけ、歩行者が安心して歩くことができるように整備を進めます。

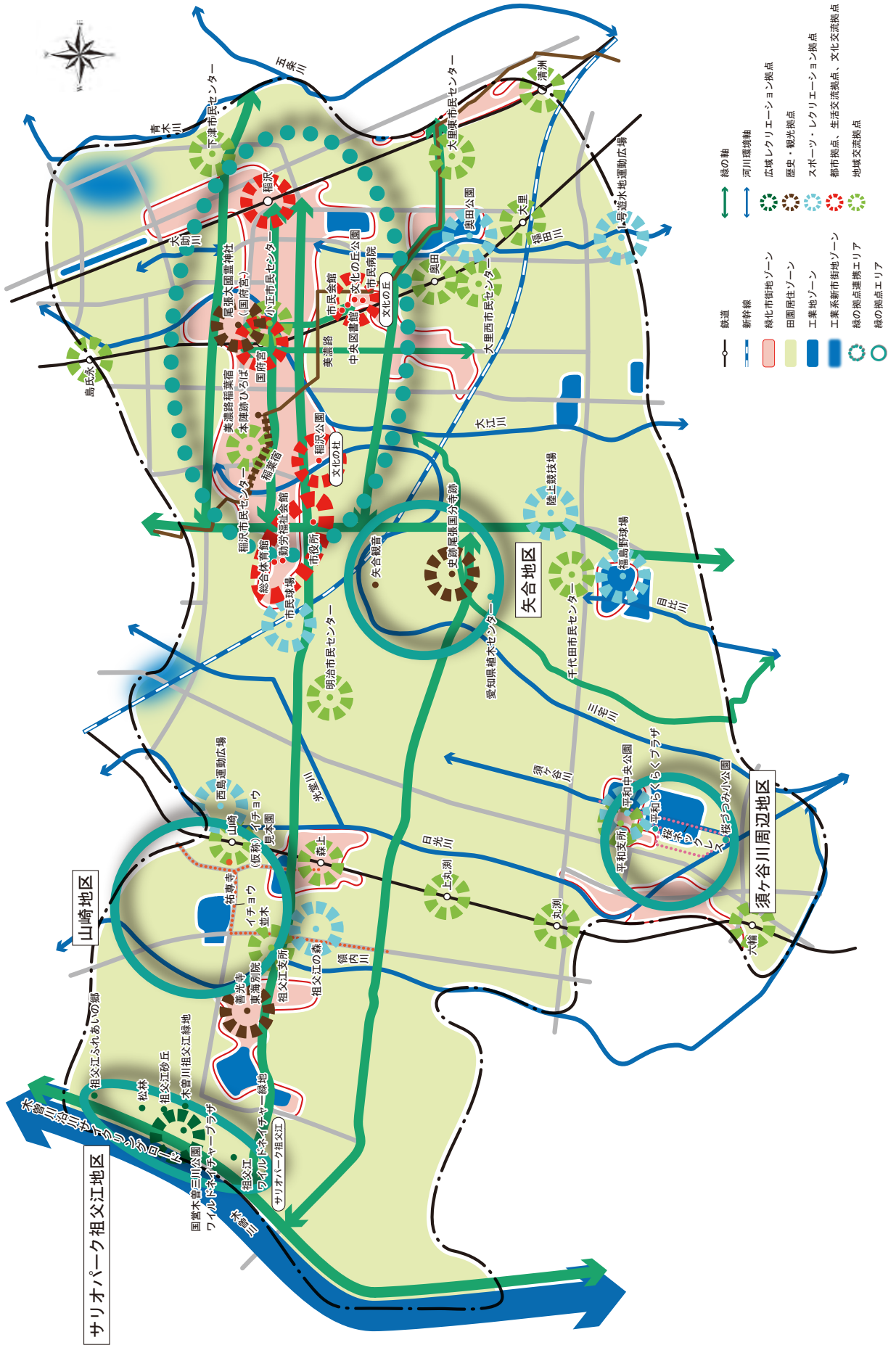
河川環境軸



- 木曾川を大きな河川環境軸として位置づけ、都市環境の改善機能、レクリエーションや健康増進機能を中心とした活用を進めます。
- 五条川、青木川、日光川、光堂川、目比川、三宅川、福田川、領内川、須ヶ谷川、大江川、大助川を身近な河川環境軸として位置づけます。
- 大江川、須ヶ谷川では、既存の散策路の魅力化を図ります。
- 五条川、青木川、日光川、光堂川、目比川、三宅川、福田川、領内川、大助川では、堤防部などの植生を適正に管理し、生物の生息空間として維持するよう配慮します。



緑の将来都市図



3. 緑に関する施策の方針

緑地の保全及び緑化の目標

緑地の保全（施設緑地の整備を含む）及び緑化について、緑のマスタープランの目標年である2029（令和11）年度の数値目標を設定しました。

1) 計画のフレーム

緑のマスタープランの前提となる計画のフレームは、『稲沢市都市計画マスタープラン』の数値を基に設定します。

計画対象区域

都市計画区域*名称	計画対象区域
尾張都市計画区域	7,935 ha（稲沢市全域）

人口の見通し

	実績値	目標値
	2015(平成27)年度	2029(令和11)年度
稲沢市全域	136,867 人※1	127,741 人
市街化区域*	56,276 人※2	52,679 人

※1 2015（平成27）年 国勢調査

※2 2016（平成28）年度 愛知県 都市計画基礎調査

2) 緑地の確保目標

都市公園法*施行令第1条では、「都市公園*の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10㎡以上とし、当該市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5㎡以上とする。」と規定されています。

計画対象区域の面積、人口などの計画のフレームを前提に、緑地、都市公園*など緑地などの整備に係る各指標の目標を定めました。

農地の転用にともない都市計画区域*内の緑地面積が減少していますが、社寺林や街路樹、都市公園等の質の向上や維持を図り、これらの既存ストック*の魅力をもっと向上させるための取組みの実施に努めます。

緑地の確保目標

区域	概要	目標 2029（令和11）年度までに
市街化区域*	新たに整備する都市公園*	+1.7 ha
市街化調整区域*		+0.7 ha
市街化区域	新たに整備する公共施設緑地*	+0.2 ha
市街化調整区域		+1.3 ha
合計		+3.9 ha

緑地などの整備に係る指標の目標

項目（指標）		現況 2018(平成30)年度末	目標 2029(令和11)年度
計画フレーム	都市計画区域*面積	7,935 ha	7,935 ha
	都市計画区域内人口	136,867 人※1	127,741 人
	市街地面積（市街化区域*面積）	898 ha	944 ha
	市街地内人口（市街化区域内人口）	56,276 人※2	52,679 人
緑地	都市計画区域内の緑地面積	3,222.7 ha	3,104.7 ha※3
	市街化区域内の緑地面積	48.1 ha	50.0 ha
	都市計画面積に対する緑地の割合	40.6 %	39.1 %
	市街地面積に対する緑地の割合	5.4 %	5.3 %
都市公園等	都市計画区域内の都市公園*面積	67.5 ha	70.0 ha
	都市計画区域の1人当たり都市公園面積	4.9 m ² /人	5.5 m ² /人
	都市計画区域の都市公園等面積	152.0 ha	155.9 ha
	都市計画区域の1人当たり都市公園等面積	11.1 m ² /人	12.2 m ² /人
	市街化区域内の都市公園面積	19.9 ha	21.6 ha
	市街化区域内の1人当たり都市公園面積	3.5 m ² /人	4.1 m ² /人

※1 2015（平成27）年 国勢調査
 ※2 2016（平成28）年度 愛知県 都市計画基礎調査
 ※3 農業振興地域農用地区域*の減少を想定

4. 都市公園等の管理の方針

（1）計画的な施設改修

本市では、10年後には供用開始から20年を経過した公園が44箇所（約7割）に達する見込みです。特に遊具などについては、児童への安全面に配慮し、計画的な改修や時代に合った更新を引き続き図ります。

（2）公園緑地や街路樹などの適正な維持管理

限られた財源の中で、市内の公園や緑地、街路樹などの緑の持つ機能を効率的かつ効果的に発揮させていくためには、安全性や景観に配慮しつつ、地域や周辺住民、企業など様々な方々の協力を得ながら、適正な維持管理に努め、緑の質を高めます。

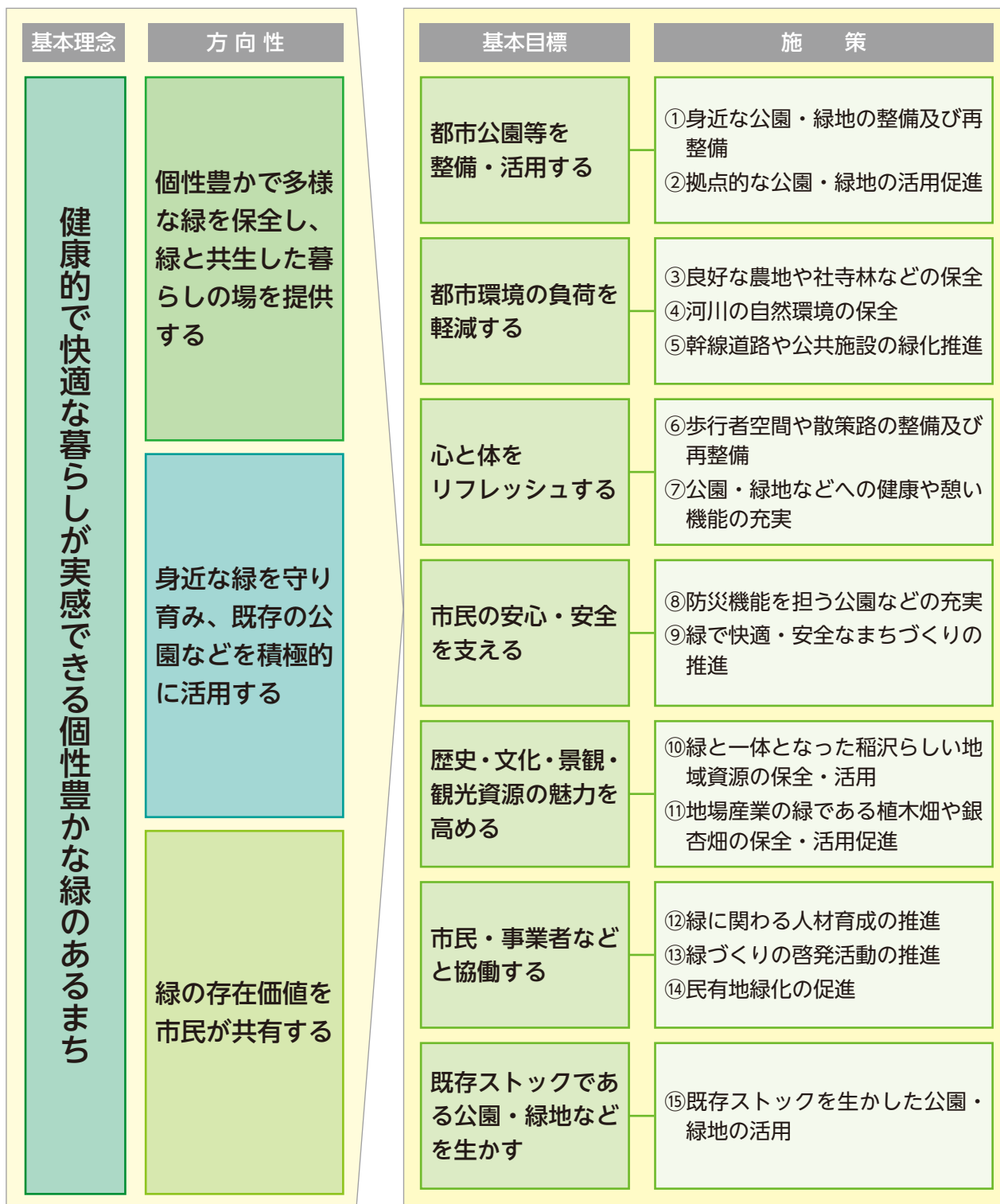
5. 緑地の保全及び緑化推進のための施策

(1) 施策の体系

基本理念、基本目標を実現するため、緑地の保全及び緑化の具体的施策を示します。

地域ニーズを十分に把握し、既存ストック*の有効活用を図るなど、限られた財源の中で、集中的に保守・整備を進めます。

施策の体系図



(2) 具体的施策

施策の体系に示した施策について、具体的内容を示します。

基本目標：都市公園等を整備・活用する

施策① 身近な公園・緑地の整備及び再整備

●既存公園の再整備

本市の特性を発信するにふさわしい都市公園等の積極的な魅力化を図り、人が集う公園となるよう、地域ニーズに応じた既存公園の再整備を検討します。

●都市公園の整備

面的整備*済みの地域において、都市公園*整備がされていない箇所では、新たな都市公園用地の確保が必要です。また、新たに市街化区域*に編入する地区においては、積極的に都市公園の整備に努めます。

施策② 拠点的な公園・緑地の活用促進

●拠点的な公園・緑地の活用促進

拠点的な公園・緑地に、より人が集うことができる仕組みを検討し、イベント活動や交流の場としての活用促進を図ります。

基本目標：都市環境の負荷を軽減する

施策③ 良好な農地や社寺林などの保全

●優良農地の保全

優良農地については、生産面のみでなく防災面、景観面など多面的機能の維持からも重要であり、保全に努めます。

●社寺林などの保全

社寺林などのまとまった緑は、山林がない本市においては大切な緑であり、また、身近な鎮守の森として緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき指定している保存樹・保存樹林*の制度を活用し、その保全に努めます。

施策④ 河川の自然環境の保全

●木曽川の自然環境の保全

本市の根幹的な河川環境軸である木曽川には、全国でも珍しい河岸砂丘である祖父江砂丘や松林があります。近年、砂丘の減少や松枯れ被害が発生していることから、砂丘と松林の保全に努めます。また、この自然環境を環境学習会を通じて、動植物の生育や生息状況などに関する観察や調査を実施する環境学習の場として活用します。

●その他の河川の自然環境の保全

五条川、青木川、日光川、光堂川、目比川、三宅川、福田川、領内川、須ヶ谷川、大江川などの河川は身近な河川環境軸であり、自然環境の保全を図ります。

大江川及び須ヶ谷川では散策路の魅力化を図るために、老朽化した施設の改修とともに、新たな散策路の整備を検討します。

五条川、青木川、日光川、光堂川、目比川、三宅川、福田川、領内川では、護岸上の法面や高水敷*などの植生の適正な管理を河川管理者に働きかけ、生物の生息空間としての維持に努めます。

施策⑤ 幹線道路や公共施設の緑化推進

●幹線道路の緑化推進

幹線道路においては、街路樹の適切な維持管理を進めます。また、市街化区域*においては緑の軸の沿道の民有地緑化を促進し、緑の豊かな市街地形成を進めます。

●公共施設の緑化推進

公共施設緑化は市民への潤いとやすらぎを与える場となるよう、積極的な緑化と適切な維持管理を進めます。なお、周囲の緑と一体となって生きものの生息・生育空間を拡大するエコロジカル・ネットワーク（生態系の連続性や一体性）の形成が期待できる場所では、原則従来からその地域に自生していた植物種（在来種）を考慮し、周辺の緑と一体となって生物の生息・生育空間を拡大するよう配慮します。

また、市民参加による花壇づくりなど市民と行政の協働による緑づくりを進めます。なお、在来の生き物の生息空間に貢献する緑化に配慮していきます。

基本目標：心と体をリフレッシュする

施策⑥ 歩行者空間や散策路の整備及び再整備

●既存の散策路やウォーキングコースの魅力度の向上

緑や花、水が楽しめる既存の散策路やウォーキングコースの整備・再整備を進めるとともに、休憩用のベンチ設置や樹木、そして花の案内板、マップづくりなどにより水と緑のネットワークの魅力度を向上させ、情報発信に努めます。

施策⑦ 公園・緑地などへの健康や憩い機能の充実

●健康遊具の充実

公園・緑地において、健康増進への関心を向上させ、気軽に体を動かすことができる健康遊具の充実を図り、体力向上、介護予防、生活習慣病予防などを図ります。

●多様な自然の中でのふれあい体験

サリオパーク祖父江*において、ウインドサーフィンやサップヨガ*などの水上スポーツや、自転車競技であるシクロクロス*など、自然とのふれあい体験の中で健康づくりを国、県と連携し進めます。

●サイクリングロードの整備

木曽三川公園の拠点をつなぐサイクリングロードの整備を進めます。

基本目標：市民の安心・安全を支える

施策⑧ 防災機能を担う公園などの充実

●防災関連施設の設置

一時避難場所*に指定している公園などにおいては、避難誘導灯やかまどベンチ*など防災関連施設の設置を推進します。

●防災に配慮した都市公園の整備

新たな市街地の整備にあたっては、土地区画整理事業*などの実施により、一時避難場所*となる公園の適正な配置や避難路の確保、延焼を防止する街路樹を植樹することで、防災・減災に配慮した市街地の形成を図ります。

施策⑨ 緑で快適・安全なまちづくりの推進

●まちの防災性向上

まちの防災性向上に向けて延焼防止や地震対策のために生垣などの緑化の重要性を啓発し、緑化を促進します。また、歩行者の安全性向上に向けて沿道部における倒壊の恐れのあるブロック塀の生垣化も促進します。

●緑の存在価値の共有

農地や社寺林、公園・緑地が防災上からも大切であることを市民が認識し、地域や市民が連携により緑を活用した防災・減災対策を推進するように、意識啓発や情報発信に努めます。

基本目標：歴史・文化・景観・観光資源の魅力を高める

施策⑩ 緑と一体となった稲沢らしい地域資源の保全・活用

●歴史公園*の整備

美濃路稲葉宿において、美濃路稲葉宿本陣跡ひろばの整備・活用を進めます。

●史跡尾張国分寺跡の保存整備と活用

『尾張国分寺跡史跡保存整備基本構想』などに基づき、史跡尾張国分寺跡を史跡公園として整備し、活用を図ります。

施策⑪ 地場産業の緑である植木畑や銀杏畑の保全・活用促進

●植木畑の保全

本市の植木は日本四大生産地の一つであることから、市内各所でまとまった緑として親しまれています。そのため、植木畑として保全できるよう、生産者と連携に努めます。

●銀杏畑や屋敷銀杏の保全

祖父江の銀杏は日本最大級の生産量を誇っており、秋の銀杏畑や屋敷銀杏は本市の代表的な風物詩の一つです。また、これらは生産資源であるとともに地域の風景を構成する重要な樹種であることから、これらの風景を守り、継承していくために、地域とともに保全に努めます。

- (仮称) イチョウ見本園の整備

(仮称) イチョウ見本園の整備を進め、施設整備後の運営や、地域の魅力をより高めるための取り組みを市民協働で進めます。

基本目標：市民・事業者などと協働する

施策⑫ 緑に関わる人材育成の推進

- 公園管理に関わる団体やアダプトプログラム参加団体の活性化に向けた取り組みの検討

既存の公園などの維持管理や、アダプトプログラム*で公共施設の美化活動を行っている地元団体が今後さらに増加し、また、活性化するように活動の認知度や魅力度の向上を図ります。

施策⑬ 緑づくりの啓発活動の推進

- 緑づくりを楽しむ機運の醸成

ライフスタイルに合わせた緑づくりの紹介を図るとともに、緑の写真展、庭木の紹介などの情報発信により、緑づくりを楽しむ機運の醸成に努めます。

施策⑭ 民有地緑化の促進

- 緑づくりを楽しめるサポートの推進

緑化助成制度の拡充や案内とともに、緑の相談窓口などに関し、植木業者との協働を検討します。

- 緑の機能の見える化

緑の機能として、ヒートアイランド現象*の緩和やエアコンの省エネによる経費削減などがあることを、市民にわかりやすく情報提供することで、生垣設置などの補助制度や「あいち森と緑づくり事業*」の緑の街並み推進事業による壁面緑化や駐車場緑化、空地緑化などを活用した民有地緑化を促進します。

基本目標：既存ストックである公園・緑地などを生かす

施策⑮ 既存ストックを生かした公園・緑地の活用

- 公園の改修整備

市内には多くの公園ストックがあり、これらを生かすために、老朽化が進んだ都市公園等の改修を住民の意見を伺いながら、計画的に更新及び改修を進めていきます。

- 居心地の良い公園施設づくり

公園の改修整備にあたっては、少子高齢化に対応して子育て支援や中高齢者の健康増進、ユニバーサルデザイン*への配慮など、誰でも使いやすく、地域ニーズを反映した居心地の良い公園施設づくりを進めます。

- 公園照明灯のLED化

環境負荷の軽減や、維持管理コストの削減のため、公園照明灯などのLED化を着実に進めます。

●イベントの実施

広域レクリエーション拠点に位置づけたサリオパーク祖父江*において、年間を通じた来園につなげるため、既存ストック*である木曽川の豊かな自然環境と公園施設を活用した四季折々のイベントを国、県と連携して実施します。

●県事業などの活用

あいち森と緑づくり事業*の環境活動・学習推進事業や都市緑化推進事業などを積極的に活用し、既存ストック*である公園・緑地の利用増進及び緑の質の維持、向上を図ります。

1. 緑の重点地区の設定

(1) 緑の重点地区とは

本市には山林のようなまとまった緑は少ないものの、市域の約50%が農地であり、本市独自の風景である植木畑、銀杏畑、社寺林などから他の市町村にはない緑のまちなみとなっています。

市民にとって健康的で快適な暮らしが実感できる個性豊かな緑のあるまちづくりに向けて、本市独自の風景である植木畑、銀杏畑などの緑や身近な緑、既存の公園の保全活用などを積極的に進めていく必要がありますが、効率的に目標を達成していくためには、高い効果が期待できる地区に対して重点的に施策展開を進めていくことが有効です。

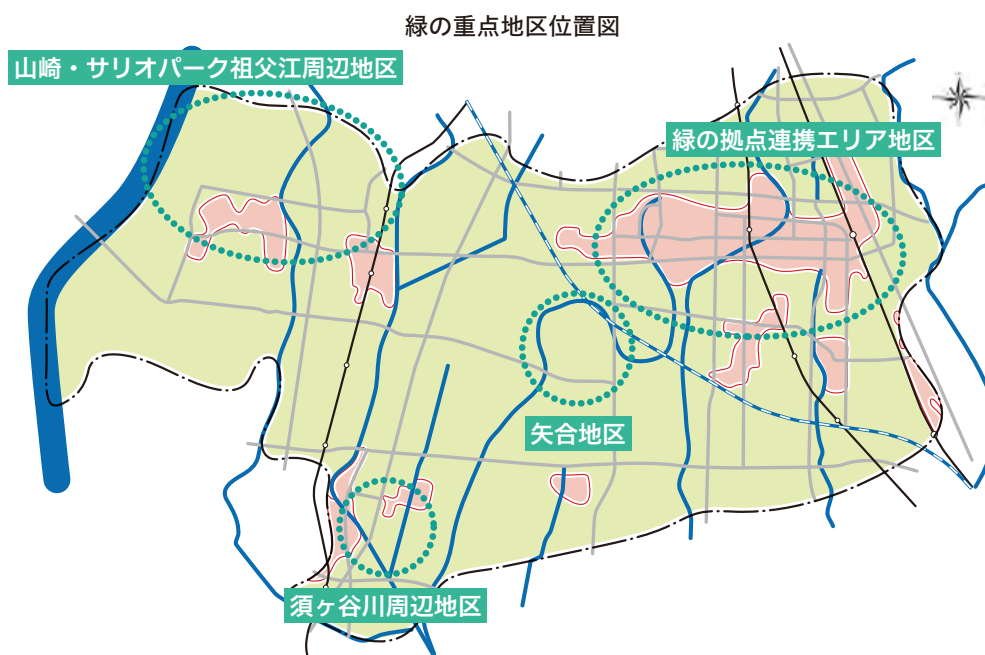
このため、緑のマスタープランでは、「地域別ワークショップ」から得られた提案などを踏まえ、「選択と集中」の視点から、重点的かつ先行的に施策を展開する地区を「緑の重点地区」と定め、施策の取りまとめを行いました。

なお、緑の重点地区は、都市緑地法*第4条第2項第8号の規定に基づき定められた「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」である緑化重点地区と同様のものと考えています。

(2) 緑の重点地区の設定

緑の重点地区の設定にあたっては、緑の将来都市像の緑の拠点エリア、緑の拠点連携エリアとして位置づけた以下の4地区を選定しました。

- 「緑の拠点連携エリア地区」
- 「山崎・サリオパーク祖父江*周辺地区」
- 「矢合地区」
- 「須ヶ谷川周辺地区」



2. 緑の重点地区別整備方針

(1) 緑の拠点連携エリア地区

1) 基本的考え方

名鉄国府宮駅やＪＲ稲沢駅といった市の玄関口や、尾張大國霊神社（国府宮）、市民会館や中央図書館の集まる文化の丘、稲沢公園や大学、美術館の集まる文化の杜、市役所や総合体育館など公共施設の集まる区域などの拠点や歴史資源である美濃路の稲葉宿などがあります。

これらの拠点の緑の保全や緑化を進め、緑の軸で結ぶ緑豊かなまちづくりを目指します。

2) 主な整備方針

基本目標：緑の拠点がつながり、多様な緑が感じられるまちづくり

基本方針 1. 稲沢の歴史や特色が感じられる空間の創出を図ります。

【具体的施策】

①名鉄国府宮駅前広場での緑の拠点整備

○駅前広場やその周辺の緑化など、事業者や地域住民と協働して植木のまちとしての稲沢らしさが感じられる整備を検討します。

②美濃路稲葉宿本陣跡ひろばの整備・活用

○美濃路稲葉宿本陣跡ひろばの整備にあたっては、美濃路らしさを演出しつつ、地域住民がイベントなどに活用できるスペースを確保します。

基本方針 2. 尾張大國霊神社（国府宮）と参道の緑豊かな景観の保全を図ります。

【具体的施策】

③社寺林及び参道の並木の保全

○尾張大國霊神社（国府宮）の社寺林や参道の桜並木については、緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき指定している保存樹・保存樹林*の制度を活用し、引き続き保全に努めます。

基本方針 3. 地域住民とともに公園の整備及び再整備を図ります。

【具体的施策】

④防災関連施設を設置した公園・緑地整備

○比較的規模の大きな街区公園*を中心に、避難誘導灯、かまどベンチ*など、防災関連施設の設置を進めます。

⑤地域住民との協働による特色ある公園の整備や再整備

○公園の整備や再整備にあたっては、計画段階から地域住民の参加を得て特色ある公園とするとともに、市民との協働により維持管理や活用を図ります。

○面的整備*済みで市街化区域*にも関わらず都市公園*整備がされていない緑町周辺や、新たに市街化区域に編入する地区においては、地域住民の参加を得て新たな都市公園の整備に努め、整備後は地域住民との協働により維持管理や活用を図ります。

基本方針4. 水と緑のネットワーク整備を図ります。

【具体的施策】

⑥水と緑のネットワーク化

- 五条川、青木川、三宅川では、生物多様性*に配慮した河川堤防などの植生管理の方法を検討します。また、大江川では休憩のためのベンチや周辺の観光資源を紹介する案内板の設置などを市民との協働により検討し、横断する道路にも配慮した既存の散策路の魅力向上を図ります。
- （都）奥田線は、名鉄国府宮駅周辺と南部の市街化区域*を結んだ緑の軸として、歩行者が安心して歩くことができるように再整備を進めます。

基本方針5. 民間事業者による公園活用を図ります。

【具体的施策】

⑦利用者の満足度向上と維持管理費の軽減

- グリーン・スパーク中央公園や稲沢駅東多目的広場は、隣接する民間施設と管理運営の可能性を検討し、利用者の満足度向上と維持管理費の軽減を図ります。

⑧稲沢駅東多目的広場の管理運営

- 稲沢駅東多目的広場と民間事業者が建設するアリーナの双方の魅力向上を目指し、事業者と協議の上、管理運営方法を検討します。

⑨民間事業者の活用の促進

- 稲沢公園の魅力を高めるため、周辺の大学や美術館の利用者などが利用できる飲食店やワゴン販売などについて、民間事業者の活用を検討します。

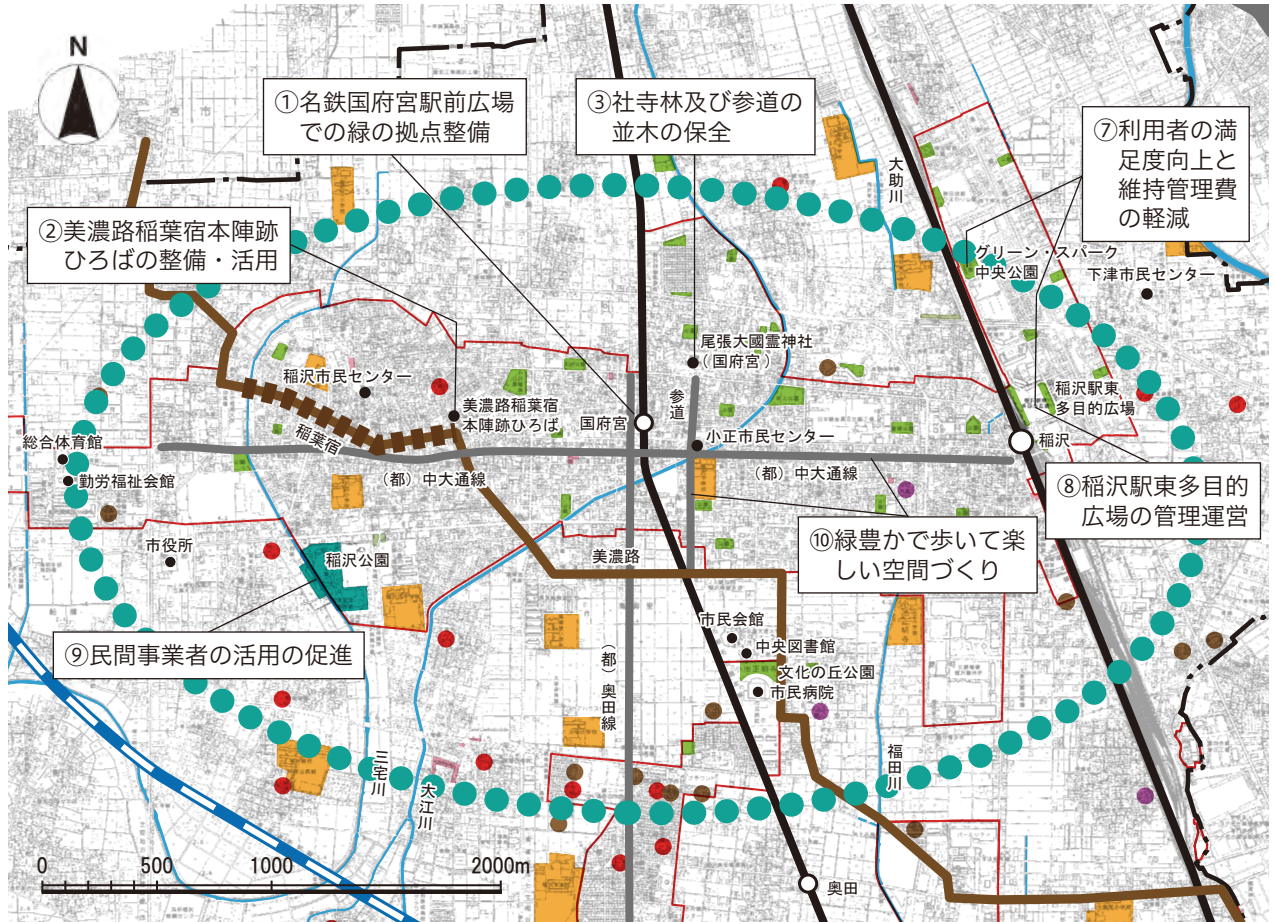
基本方針6. 沿道の民有地緑化を促進します。

【具体的施策】

⑩緑豊かで歩いて楽しい空間づくり

- （都）中大通線沿線及び尾張大國霊神社（国府宮）参道の沿道の民有地緑化を促進し、緑豊かで歩いて楽しい空間づくりに努めます。

緑の拠点連携エリア地区方針図



- ④防災関連施設を設置した公園・緑地整備
- ⑤地域住民との協働による特色ある公園の整備や再整備
- ⑥水と緑のネットワーク化

- 鉄道
- 新幹線
- 美濃路
- 宿場跡
- 街区公園
- 地区公園
- 都市緑地
- 市街化区域
- 河川
- 教育施設グラウンド
- 児童遊園
- 地区広場
- ちびっこ広場
- その他

(2) 矢合地区

1) 基本的考え方

本市独自の風景である植木畑と一体となった集落景観があり、また、史跡尾張国分寺跡をはじめ歴史的価値の高い地域資源や緑豊かな社寺が分布しています。

これらの個性豊かで多様な緑の保全や水辺の確保に努め、緑と共生した暮らしの場のモデルとなる緑のまちづくりを目指します。

2) 主な整備方針

基本目標：地場産業である植木や史跡尾張国分寺跡を生かした緑豊かなまちづくり

基本方針 1. 集落内外の植木畑の保全と活用を図ります。

【具体的施策】

①植木畑の景観保全策の検討

○本市独自の風景である植木畑と一体となった矢合地区の集落景観の保全策を地域住民や植木生産者などと検討します。

②植木畑を活用したイベントなどの実施

○植木生産者と連携し、植木のショールームとして植木産業の振興につながるモデル庭園の展示や緑化の相談窓口の設置などを検討します。

○公有地だけでなく、民地においても樹名板や環境に対する効果（CO₂の吸収力）を表記した説明板を設けるなど、市民と協働し、環境教育の場として活用できるような仕掛けを検討します。

○矢合地区の植木をPRするイベントやガーデニング教室など、市民が植木に親しむ場を検討します。

基本方針 2. 散策路を整備し、緑豊かで特徴のある空間づくりを図ります。

【具体的施策】

③社寺の花木や自由広場の活用

○社寺の花木や自由広場の活用とともに、安楽寺の桜並木や円光禅寺の萩・椿、愛知県植木センターの梅など、四季が感じられる散策路の活用にも努めます。

④散策路の整備

○「歩いてい〜な♪いなざわマップ」などのウォーキングルートに案内サインの設置を検討します。

○大塚井筋を活用して、歴史や特色のある社寺を回遊できるよう散策路の整備を進めます。また、将来的には木曾川沿川サイクリングロードと有機的に結ぶことを検討します。

⑤集落内の緑化推進

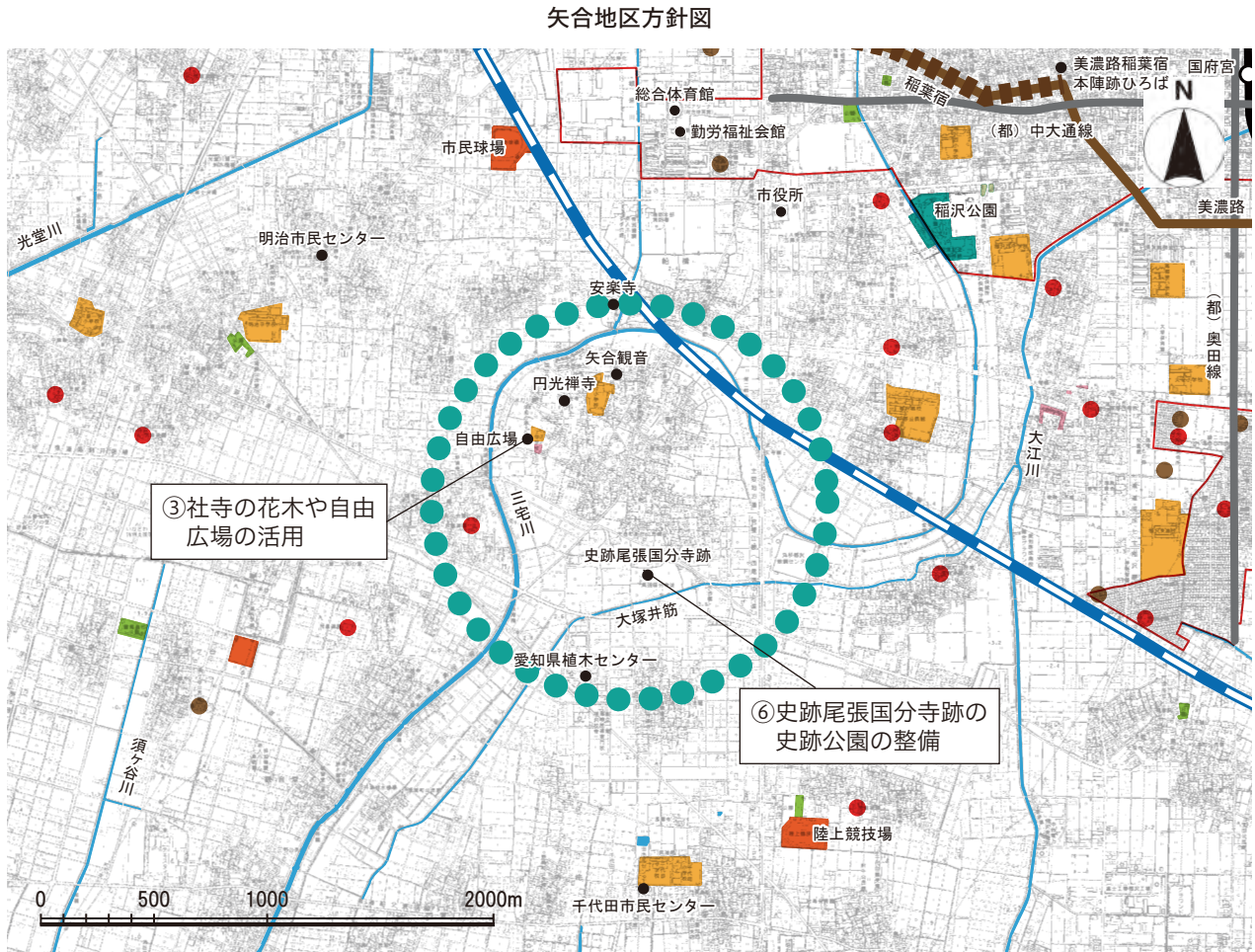
○散策路に面した住宅を中心に生垣設置を促進するとともに、あいち森と緑づくり事業*などを活用して、緑化を推進します。

基本方針 3. 史跡尾張国分寺跡を保存整備し、史跡公園として活用を図ります。

【具体的施策】

⑥ 史跡尾張国分寺跡の史跡公園の整備

○ 史跡尾張国分寺跡については、史跡の保存と史跡公園としての活用を図ります。



- ① 植木畑の景観保全策の検討
- ② 植木畑を活用したイベントなどの実施
- ④ 散策路の整備
- ⑤ 集落内の緑化推進

- 鉄道
- 新幹線
- 街区公園
- 地区公園
- 都市緑地
- 市街化区域
- 河川
- 教育施設グラウンド
- 運動場
- 児童遊園
- 地区広場
- その他

(3) 山崎・サリオパーク祖父江周辺地区

1) 基本的考え方

本市独自の風景である銀杏畑や屋敷銀杏をはじめとする地域資源が豊かな農業集落地があり、また、木曾川沿いにはサリオパーク祖父江*や松林などの豊かな自然環境があります。

これらの身近な緑や公園の積極的な活用が行われる緑のまちづくりを目指します。

2) 主な整備方針

基本目標：地場産業である銀杏とサリオパーク祖父江を生かしたまちづくり

基本方針1. 銀杏畑や屋敷銀杏の保全と活用を図ります。

【具体的施策】

①銀杏畑や屋敷銀杏の保全活用策の検討

○本市の特徴的な景観である銀杏畑や屋敷銀杏の保全策と山崎地区の景観について、保全を促し活用策を検討します。

②(仮称) イチョウ見本園の整備

○銀杏を広く県内外にPRする場となる(仮称) イチョウ見本園を整備し、地域での銀杏保全の啓発やイチョウ散策の拠点とします。

○(仮称) イチョウ見本園の管理運営については、地域やボランティア団体などとの協働により行うことを検討します。

基本方針2. 広域レクリエーション拠点の活用を図ります。(サリオパーク祖父江)

【具体的施策】

③サリオパーク祖父江の活用促進

○多様な生物を観察できる場として、環境学習会(自然観察会)を市民団体などと協働して開催します。

○年間を通じた来園につなげ、四季折々のイベントを実施するため、国や県、市民ボランティアなどと連携し、水面、砂丘、河畔林などを活用したイベントの充実やPR活動の推進を図ります。

④サリオパーク祖父江へのアクセス道路などの整備

○サリオパーク祖父江*へのアクセスの利便性を高めるとともに、公園の一体利用を促進させるため、国や県と連携し、案内板の設置や(都)祖父江稲沢線などの整備を推進します。

○サリオパーク祖父江*と善光寺東海別院などの周辺施設を組み合わせた観光ルート沿道の民有地緑化や既存の緑の保全に努めます。

基本方針3. 木曾川の豊かな自然景観の保全を図ります。

【具体的施策】

⑤祖父江砂丘の保全

○祖父江砂丘については、国と連携し砂の流出防止策を検討するなど、その保全に努めます。

(4) 須ヶ谷川周辺地区

1) 基本的考え方

日光川や三宅川に囲まれ、地域の中心部を流れる須ヶ谷川下流の河川沿いには60種、約1,400本の桜がみられる桜ネックレスがあり、地域のシンボルとして親しまれています。

また、大規模な工場が立地する平和工業団地では、工場及び周辺の緑化が行われています。

桜ネックレスを継承し、工場周辺の緑化を促進するなど、植木のまちとしての稲沢らしさが感じられる緑のまちづくりを目指します。

2) 主な整備方針

基本目標：地域との協働による桜のまちづくり

基本方針1. 桜ネックレス構想を継承します。

【具体的施策】

①桜の植樹や桜ネックレス構想の継承

- 桜ネックレス構想を受け継ぎ、歩行者が安心して通行できるように桜ネックレスの分断箇所の解消や延長を検討します。
- 勝幡城跡など地域資源の活用も検討します。

基本方針2. 工場及び周辺の緑化の促進、平和中央公園のあり方を検討します。

【具体的施策】

②工場の緑化の促進

- 工場における緑化を促進し、緑化の推奨パンフレットを作成するなど、植木のまちとしての稲沢らしさが感じられる緑豊かな空間づくりを促進します。

③平和中央公園のあり方の検討

- 平和中央公園の一部未供用箇所のあり方について検討します。

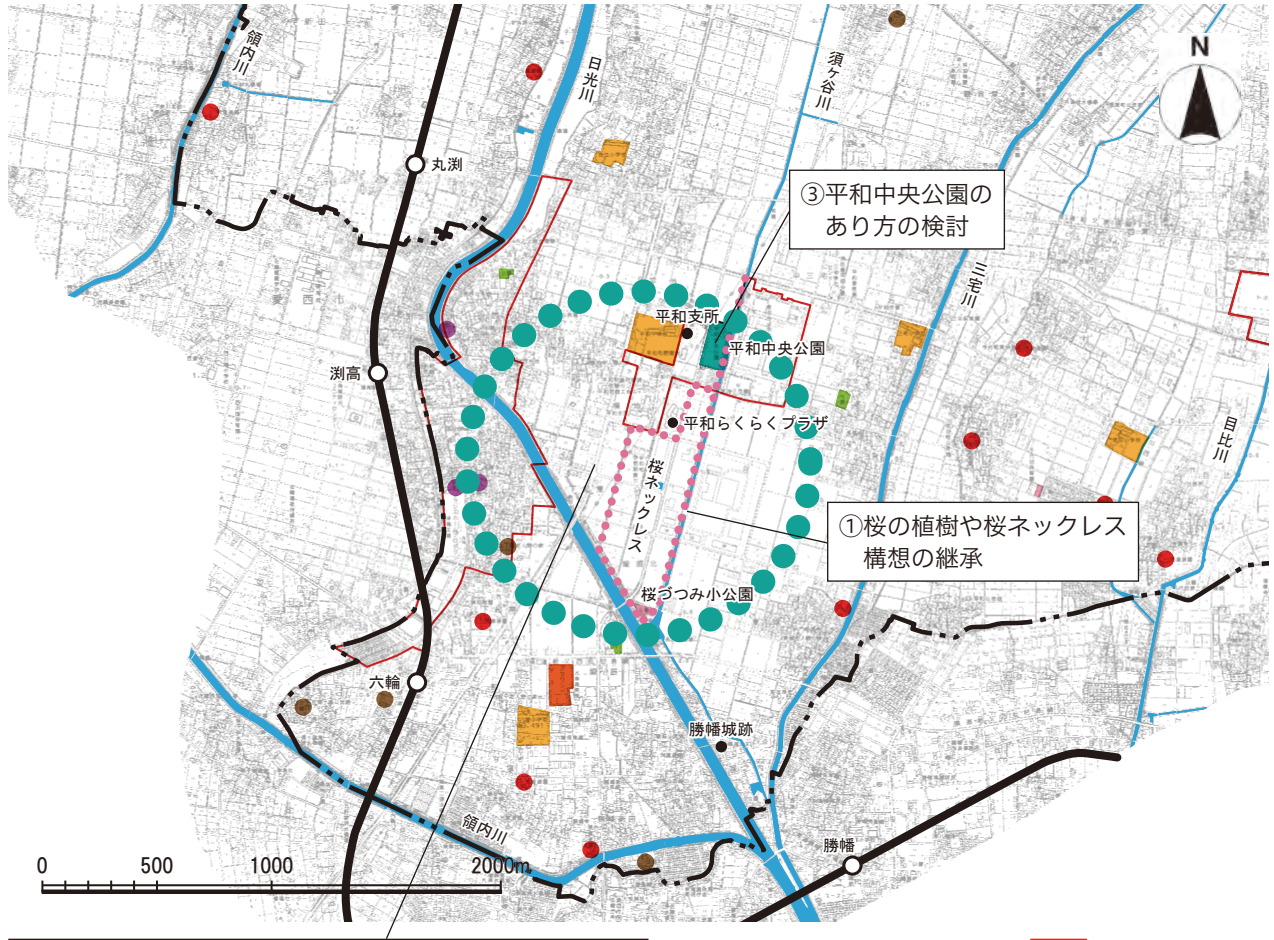
基本方針3. 地域住民とともに桜のまちづくりを継承します。

【具体的施策】

④地域住民による桜の植樹・維持管理

- 地域住民との協働による桜の植樹や維持管理、水路清掃や水質改善など、桜のまちづくりへの参加しやすい仕組みづくりを検討します。

須ヶ谷川周辺地区方針図

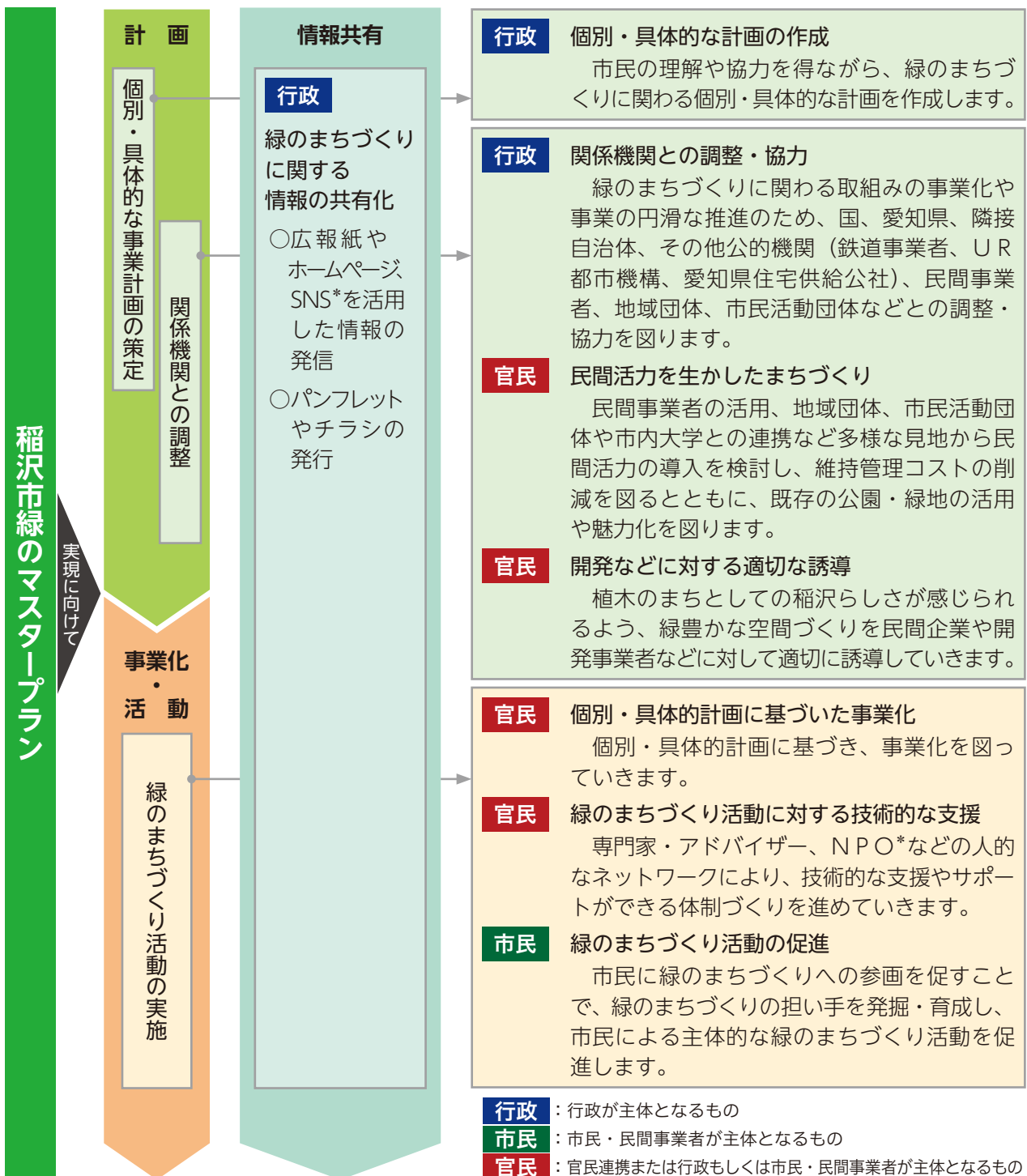


- ②工場の緑化の促進
- ④地域住民による桜の植樹・維持管理

- 鉄道
- 街区公園
- 地区公園
- 市街化区域
- 河川
- 教育施設グラウンド
- 運動場
- 児童遊園
- 地区広場
- ちびっこ広場
- その他

1. 計画の実現に向けた取組み方針

緑のマスタープランは、緑のまちづくりの指針としての役割を示すものです。したがって、計画の実現に向けては、緑のマスタープランに示した内容に基づき、個別・具体的な事業計画の策定や、関係機関との調整・協力、市民との協働などにより計画の実効性を確保していくことが必要です。このことから、市民・事業者・行政が連携を図りながら、効率的かつ効果的に事業を推進していきます。



2. 計画の進捗管理

緑のマスタープランに掲げた将来像「健康的で快適な暮らしが実感できる個性豊かな緑のあるまち」の実現に向け、指標及び目標値・方向性を設定することにより、進捗状況を管理しながら具体的な施策を展開していきます。

具体的な施策を展開するにあたっては、社会経済情勢の変化や市民意向を把握しつつ、計画（Plan）、実践（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）を順次行なっていく「PDCAサイクル」により進めます。

なお、計画期間の中間年度においては、本指標の計測による評価を行い、公表します。

評価指標

指 標	現況値	目標値・方向性 2029(令和11)年度
身近な公園・緑地の親しみやすさ	53.3 % ^{※1} (2018(平成30)年度)	↗
公園の維持管理を行っている地元団体数	35 団体 (2018(平成30)年度末)	↗
都市計画区域*内の都市公園 ^{※2} 面積	67.5 ha (2018(平成30)年度末)	70.0 ha
都市計画区域の1人当たり都市公園 ^{※2} 面積	4.9 m ² /人 (2018(平成30)年度末)	5.5 m ² /人
都市計画区域の都市公園等 ^{※3} 面積	152.0 ha (2018(平成30)年度末)	155.9 ha
都市計画区域の1人当たり都市公園等 ^{※3} 面積	11.1 m ² /人 (2018(平成30)年度末)	12.2 m ² /人

※1 稲沢市ステージアッププラン（2018（平成30）年1月）

※2 都市公園：街区公園*、近隣公園*、都市緑地*など

※3 都市公園等：都市公園*と公共施設緑地*（児童遊園、公共的な施設など）

付 録

1. 策定体制

●策定検討会（庁内組織）

稲沢市都市計画マスタープラン、稲沢市緑のマスタープランの策定に伴い、原案の検討を行う。

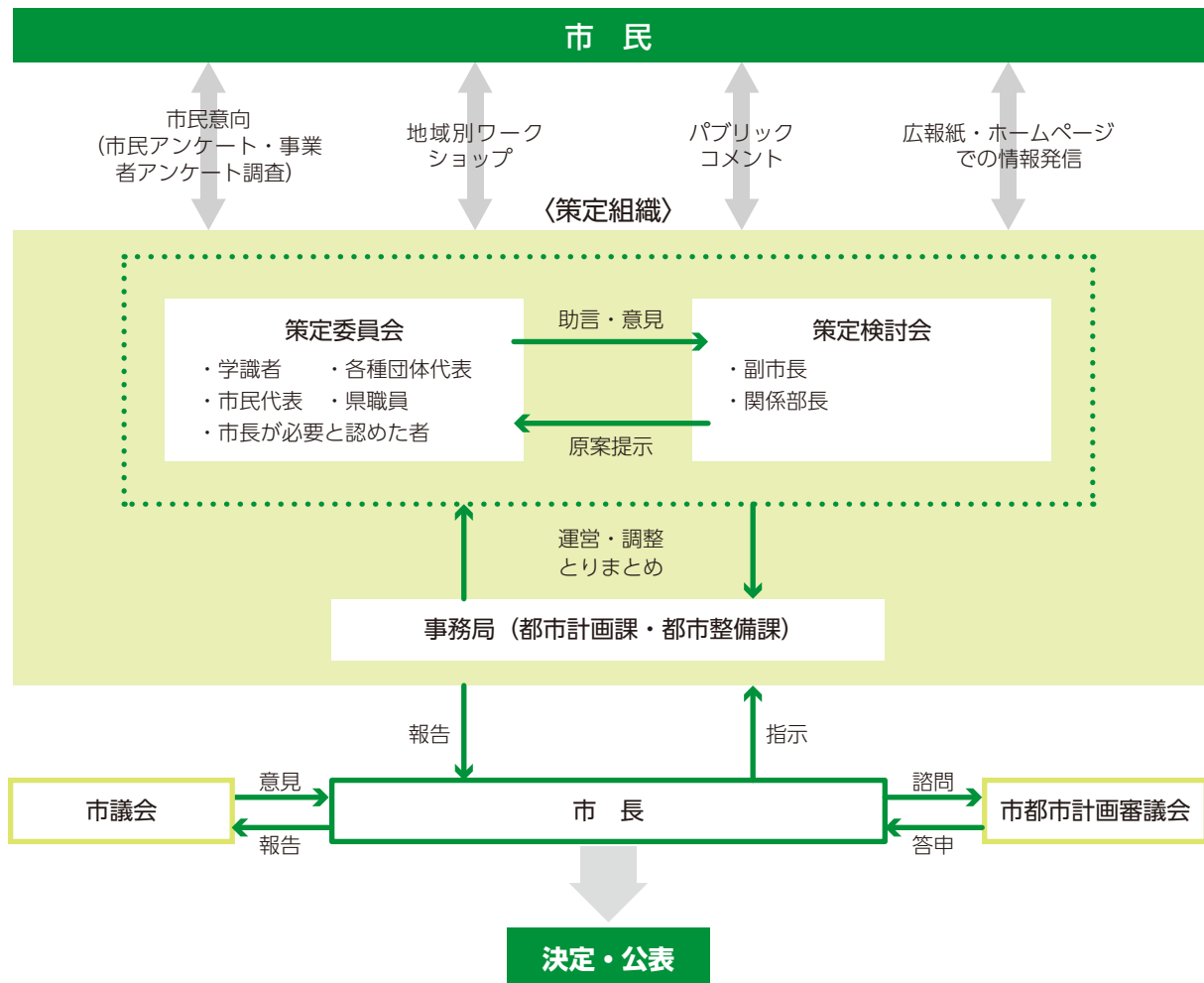
●策定委員会（庁外組織）

稲沢市都市計画マスタープランの策定、稲沢市緑のマスタープランの策定に関し、様々な視点から検討を行い、策定検討会に指導助言を行う。

●事務局（都市計画課・都市整備課）

策定検討会、策定委員会に対し、必要な資料及び情報提供を行うとともに、策定検討会、策定委員会の運営を行う。

■本計画の策定体制



■稲沢市都市と緑のマスタープラン策定委員会 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、稲沢市都市と緑のマスタープラン策定委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に規定する市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑のマスタープラン」という。）を策定するため、稲沢市都市と緑のマスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、都市計画マスタープラン及び緑のマスタープランの策定に関し、稲沢市都市と緑のマスタープラン策定検討会に対して様々な視点から指導助言を行う。

(組織)

第4条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市の区域内の公共的団体等の推薦を得た代表者
- (3) 市民
- (4) 県の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、都市計画マスタープラン及び緑のマスタープランの策定が完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学識経験を有する委員のうちから、互選によって定める。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

■稲沢市都市と緑のマスタープラン策定委員会 委員名簿

◎委員長 ○副委員長
(敬称略・順不同)

区 分	所 属	役 職	氏 名
学識経験を有する者	岐阜大学	名誉教授	◎竹内 伝史
	日本福祉大学 国際福祉開発学部	教 授	○千頭 聡
	大同大学 工学部	教 授	嶋田 喜昭
市の区域内の公共的団体等の推薦を得た代表者	稲沢商工会議所	副会頭	小島 洋一
	祖父江町商工会	副会長	日比野昭光
	平和町商工会	会 長	松岡 重夫
	愛知西農業協同組合	代表理事専務	森 茂樹
	稲沢市社会福祉協議会	会 長	渡邊 菱
	稲沢市まちづくり連絡協議会	会 計 会 長	住田 正幸* (近藤 治夫)
	稲沢市老人クラブ連合会	会 長	柿沼 晋
	稲沢市子ども会連絡協議会	会 長	窪崎 香
	稲沢市連合婦人会	会 長	内藤ひろ子
市 民	公 募		林 幹郎
	公 募		佐藤 正光
	公 募		富田 圭子*
県の職員	愛知県都市整備局都市基盤部 都市計画課	課 長	片山 貴視 (八田 陽一)
	愛知県都市整備局都市基盤部 公園緑地課	課 長	小嶋 幸則 (桜井 種生)
	愛知県一宮建設事務所	企画調整監	小野口勝久 (水野 悦司)
その他市長が必要と認める者	名古屋鉄道株式会社 鉄道事業本部 計画部	計画課 課長 // 事業推進課 課長	成瀬 友晃 (豊田 信昭) (三好 学)
	愛知県立稲沢高等学校	教 諭	平井 直人

() の委員名については、前任者を表す。役職については、委嘱日時点での役職名。

※住田正幸委員については、令和元年8月まで。

※富田圭子委員については、平成30年7月まで。

■稲沢市都市と緑のマスタープラン策定検討会 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、稲沢市都市と緑のマスタープラン策定検討会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に規定する市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑のマスタープラン」という。）を策定するため、稲沢市都市と緑のマスタープラン策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に伴う原案の検討に関すること。
- (2) 緑のマスタープランの策定に伴う原案の検討に関すること。
- (3) その他都市計画マスタープラン及び緑のマスタープランに関すること。

(組織)

第4条 検討会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(任期)

第5条 委員の任期は、都市計画マスタープラン及び緑のマスタープランの策定が完了した日までとする。

(会長及び副会長)

第6条 検討会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は副市長をもって、副会長は建設部長をもって充てる。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 検討会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

副市長
市長公室長
総務部長
市民福祉部長
子ども健康部長
経済環境部長
建設部長
上下水道部長
教育委員会教育部長

■稲沢市都市と緑のマスタープラン策定検討会 委員名簿

◎委員長 ○副委員長

役 職	氏 名
◎副市長	眞野 宏男
市長公室長	篠田 智徳
総務部長	清水 澄
市民福祉部長 (福祉保健部長*)	桜木三喜夫
子ども健康部長	平野 裕人
経済環境部長	岩間 福幸
○建設部長	鈴森 泰和 (高木 信治)
上下水道部長	森本 嘉晃 (菱田 浩正)
教育委員会教育部長	遠藤 秀樹

() の委員名については、前任者を表す。

※平成30年度より「福祉保健部」を「市民福祉部」と「子ども健康部」とに分割・再編。

2. 用語集

A～Z

【NPO】

「Non-Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略称で、営利を目的としない民間の組織や団体の総称。公共サービスの提供や市民の社会参画の場の提供など、まちづくりの中心的な役割を担うことが期待されている。

【PFI】

「Private Finance Initiative」の略称で、公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

【SNS】

「Social Networking Service」の略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。近年は、個人だけでなく会社や組織の広報としての利用も増加している。

あ行

【あいち森と緑づくり事業】

「あいち森と緑づくり税」と県民・企業などからの寄付金を基にした「あいち森と緑づくり基金」を活用することにより、森林、里山林、都市の緑を整備保全する愛知県の事業。

【アダプト制度】

自治体と市民がお互いの役割分担について協議、合意を交わし、この合意に基づいて継続的に美化活動を進める制度。

【アダプトプログラム】

市民と行政が協働で進める清掃活動をベースとした、まち美化プログラムのこと。

【一時避難場所】

災害が発生した場合、広域避難場所や指定された避難所に集団で避難するために、地域住民などが一時的に集まる場所。

か行

【街区公園】

主として街区内に居住する者が容易に利用できることを目的とする都市公園。児童の利用の他、高齢者をはじめとする街区内の居住者を視野に入れ、コミュニティ形成の役割も担う。

【かまどベンチ】

通常はベンチとして使用し、災害時には座板を外すことにより、炊き出し用かまどとして利用可能なベンチのこと。

【既存ストック】

これまでに整備された道路、公園、下水道といった都市基盤施設や公共建築物などのこと。

【近隣公園】

敷地面積2haを標準とし、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園。近隣住民の日常的な屋外レクリエーション活動に応じた施設を中心に設計し、休養スペースを十分確保する施設配置を行う。

【区域区分】

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度。

【広域緑地計画】

都道府県が策定主体となり、一つの市町村を超える広域的な見地から、緑に対する考え方、骨格となる緑地、目標などを示し、市町村が策定する「緑の基本計画」の指針となるもの。

【公共公益施設】

本書では市役所をはじめとする公共施設に加えて病院、保育所などの公共性・公益性が高い施設。

【公共施設緑地】

都市公園以外の公有地、または公的な管理がされており、公園緑地に準じる機能を持つ施設のこと。

【高水敷】

複断面の形をした河川で、常に水が流れる低水路より一段高い部分の敷地のこと。

【高度利用】

階数の高い建物による効率的な土地利用。質の高い土地利用。

【こも巻き】

わらで編んだ「こも」を松の幹に巻き付け、越冬のため枝から地中に下りてくるマツカレハの幼虫を誘い込んで駆除する害虫駆除法。

【コンパクトシティ】

人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業といった生活機能を確認したコンパクトなまちづくりのこと。

さ行

【サップヨガ】

サーフボードよりも大きく浮力の高いスタンドアップパドルボードの上で、水の上に浮かんで行うヨガのこと。サップ (SUP) とは、スタンドアップパドルボード (Stand Up Paddle board) の略称。

【サリオパーク祖父江】

木曽川沿いの祖父江地区に立地する3つの公園 (国営木曽三川公園「ワイルドネイチャープラザ」、県営木曽川祖父江緑地、市営祖父江ワイルドネイチャー緑地) の総合名称。

【市街化区域】

既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

【市街化調整区域】

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。市街化調整区域内では、原則として農林漁業用の建物や、一定規模以上の計画的開発などを除き、開発行為は許可されない。

【シクロクロス】

オフロード (未舗装の悪路) で行われる自転車競技の一つ。一斉にスタートを切り、1周2.5~3.5km程度の舗装・未舗装が入り混じるコースを周回してゴール着順を競う。

【シティプロモーション】

地域が持つ資源・魅力を内外へ効果的に訴求して、地域を売り込む活動のこと。

【ストック効果】

整備された産業や生活の基盤となる公共施設が機能することで、整備直後から継続的かつ中長期にわたって得られる効果のこと。

【スプロール】

市街地が無計画に拡大し、虫食い状態の無秩序な市街地が形成されること。

【生産緑地地区】

平成3年に施行された生産緑地法の規定に基づき、市街化区域内の農地などで農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に役立ち、農林漁業の継続が可能な条件を備えている区域を都市計画により定めたもの。

【生物多様性】

いろいろな生物が存在していることで、あらゆる生物種（動物、植物、微生物）と、それによって成り立っている生態系、さらに生物が過去から未来へと伝える遺伝子を合わせた概念。

た行

【地区計画】

それぞれの地区の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区の整備及び保全を図るために、必要な事項を定める制度。地区が目指す将来像を示したり、生活道路の配置や建築物の建て方のルールなどを定める。

【低未利用地】

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い「低利用地」の総称。

【特別緑地保全地区】

都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより、現状凍結的に保全する制度。これにより豊かな緑を将来に継承することが可能となる。

【都市計画基礎調査】

都市計画法第6条に基づく都市計画に関する基礎調査のこと。概ね5年ごとに、都市計画区域における人口規模、市街地の面積、土地利用などについて都道府県が調査する。

【都市計画区域】

都市計画を策定する場というべきもので、都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地であり、自然的・社会的条件などを勘案して一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域について県が指定する。

【都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）】

県が都市計画区域を対象として、一市町村を越える広域的な見地から区域区分を始めとする都市計画の基本的な方針を定めたもの。

【都市計画道路】

都市の骨格を形成し、都市において最も基幹的な都市施設として、都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。なお、本書では都市計画道路を「(都)」と表示する。

【都市公園】

都市部にある公園。特に都市公園法によって設置される公園をいう。

【都市公園法】

地方公共団体が都市公園を設置し、管理するための基準などを定め、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。(1956(昭和31)年4月20日公布)

【都市緑地】

主として、都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上のために設けられる緑地。

【都市緑地法】

都市における緑地を保全するとともに緑化や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市景観の形成を図ることを目的として1973(昭和48)年に制定され、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度などを定めた法律。(1973(昭和48)年9月1日公布、2004(平成16)年6月に「都市緑地保全法」から名称改正)

【土地区画整理事業】

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用増進を図る事業。

な行

【農業振興地域農用地区域】

農業の振興を図ることが必要であると認められる地域において農業振興地域の整備に関する法律に基づき、長期間にわたり農業上の利用を確保すべきとして市町村が農業振興地域整備計画で用途を定めて設定する区域(いわゆる青地地域)。

【農地転用】

農地を宅地などほかの用途に転換すること。農地法では、転用または転用を目的とした権利の設定・移転に対して規制を設けており、都道府県知事(4haを越える場合は農林水産大臣)の許可が必要である。

は行

【ヒートアイランド現象】

都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。都市化の進展に伴って、ヒートアイランド現象は顕著になりつつあり、熱中症などの健康への被害や生態系の変化が懸念されている。

【ビオトープ】

特定の生物群集が生息できるような良好な環境の空間。または、自然の生態系に接することができる場所として整備された空間。

【保存樹・保存樹林】

稲沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、良好な自然環境を保全するために市が必要と認め、指定した樹木を保存樹、樹木の集団を保存樹林という。

ま行

【まち・ひと・しごと創生法】

人口減少や東京圏への人口集中を食い止め、地方を活性化するための基本理念などを定める法律。

この法律に基づき、市の特性や強み、地域資源を生かした魅力的なまちづくりを行うための具体的な施策をまとめた「稲沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定している。

【民間施設緑地】

民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設で、公開性や永続性を有する社寺境内地などが該当する。

【面的整備】

道路や下水道施設などの基盤施設の整備に加えて、建築物の建設や公園の整備などを目的に一体でまちを整備すること。

や行

【遊水機能】

河川や水路から溢れる水や雨水などを一時的に貯留する機能のこと。

【誘致圏域】

利用者が公共施設などを利用しやすい圏域のこと。都市公園においては、街区公園・近隣公園・地区公園の誘致圏域の標準がそれぞれ半径250m・500m・1kmとされている。

【ユニバーサルデザイン】

障害の有無や年齢、性別などに関わらず、多くの人々が利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方のこと。

【用途地域】

都市計画法及び建築基準法に定められ、主として市街化区域内において住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。第一種低層住居専用地域をはじめ13種類の用途地域がある。

用途地域制度が目的としているのは、適切な土地利用計画に基づく建築物の規制、誘導であり、用途混在や建築物の過密化を防止することにより、適正かつ合理的な土地利用を実現していく。

ら行

【立地適正化計画】

市町村が都市全体の観点から作成する居住機能や福祉・医療・商業といった都市機能の立地、公共交通の充実などに関する包括的なマスタープラン。

【緑地管理機構】

民間団体や市民による自発的な緑地の保全、緑化の一層の推進などを図るため、制度化されたもの。都市緑地法第68条の規定により、緑地整備・管理に対し一定の能力を有するものとして、公益法人の指定を受けられる。

【緑地協定】

都市緑地法に基づき、良好な住環境をつくるため、関係者全員の合意により区域を設定し、緑地の保全または緑化に関する協定を締結するもの。

【歴史公園】

文化遺産・史跡の保護維持と歴史継承を目的として設置される公園。

稲沢市緑のマスタープラン (第3次)

令和2年3月発行

発行 稲沢市

編集 稲沢市建設部都市整備課

〒492-8269 愛知県稲沢市稲府町1番地

電話 0587-32-1111 (代表)

ホームページ <http://www.city.inazawa.aichi.jp/>

稲沢市
緑のマスタープラン